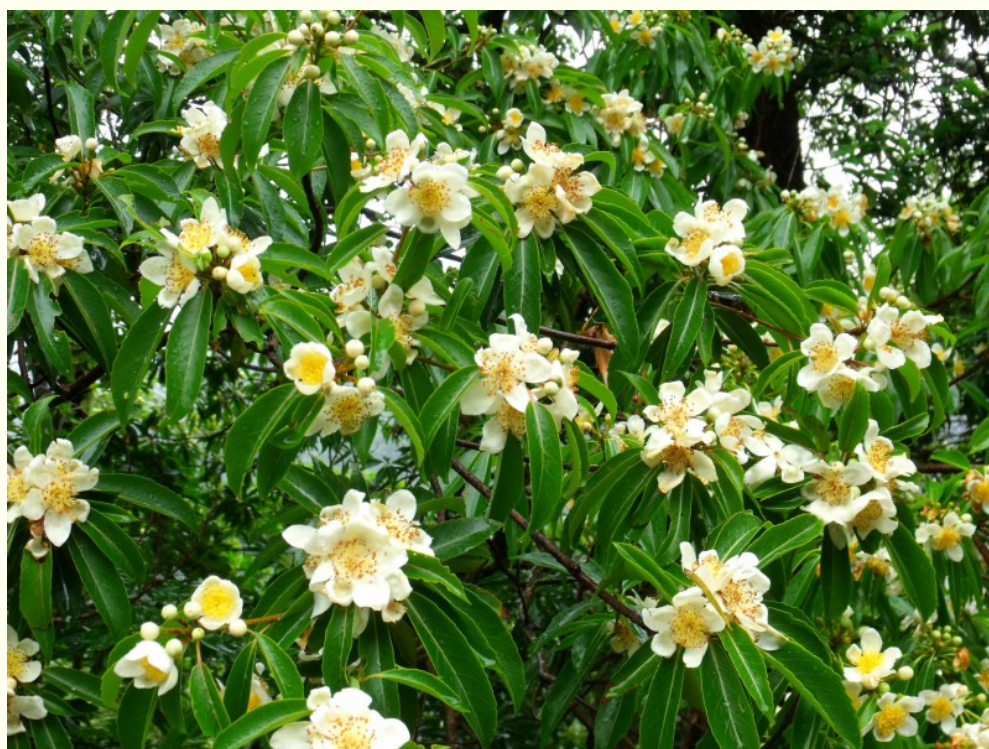


第2次

# 奄美市男女共同参画基本計画

令和5年度～令和14年度

奄美市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画  
奄美市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画



イジュ

令和5年3月

鹿児島県奄美市



## はじめに



男女共同参画基本法において、「男女共同参画社会」とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

本市では、平成24年に「奄美市男女共同参画基本計画」、平成29年に同計画の改訂版である「奄美市男女共同参画基本計画（改訂版）後期」を策定し、男女共同参画社会の形成の促進に向けた各種施策に取り組んできました。

そのような中、令和2年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査においては、固定的な性別役割分担意識について解消が見られる一方で、地域社会の中で男女の地位の不平等感は依然として根強く残っており、指導的地位における女性の割合の少なさや男性の家庭参画が進んでいないことなど、未だに課題が存在しています。

また、人口減少・少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の拡大など社会経済情勢の変化により、人々が抱える生活上の困難や課題はさらに多様化・複雑化しており、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のために男女共同参画社会の実現が強く求められています。

このようなことを踏まえ、今後10年間に取り組む施策の方向と内容を定めた「第2次奄美市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現に向けては、市民・事業者・関係団体・関係機関の皆様と連携・協働のもと、取り組むことが重要ですので、皆様にはなお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました奄美市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただいた皆様、関係各位の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

奄美市長 安田 壮平

# 目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の基本理念	2
4 計画の基本目標	3
5 重点分野	3
6 計画の期間	3
第2章 計画策定の背景	4
1 社会経済情勢の変化	4
2 国の動向	10
第3章 計画の内容	12
1 施策の体系	12
2 施策の内容	13
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	13
重点分野1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	13
重点分野2 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備	17
基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	20
重点分野3 生活上の困難や課題を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	20
重点分野4 女性に対するあらゆる暴力の根絶	23
重点分野5 生涯を通じた健康支援	26
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	30
重点分野6 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	30
重点分野7 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	34
3 計画の評価指標	36
第4章 計画の推進	37
1 計画の推進体制	37
資料編	39
男女共同参画社会基本法	39
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）	44

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	51
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	61
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 .....	72
奄美市男女共同参画推進条例 .....	78
奄美市男女共同参画推進会議設置要綱 .....	82
用語解説 .....	83
男女共同参画をめぐる世界・日本・鹿児島県の動き .....	86
「第2次奄美市男女共同参画基本計画」案について（答申） .....	91
奄美市男女共同参画審議会委員名簿 .....	93

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

人口減少・少子高齢化の進行、核家族化や家族形態の多様化の進行、非正規雇用労働者の増加等の社会経済情勢の更なる変化により、人々が抱える生活上の困難や課題はさらに多様化・複雑化しており、新たな課題への対応が必要となっています。

本市では、その時代に応じた男女共同参画に関する基本指針を定めた計画として、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間とする「奄美市男女共同参画基本計画」（以下、基本計画）を策定しました。平成28年度には基本計画の中間見直しを行い、改訂版である「奄美市男女共同参画基本計画（改訂版）後期」を策定し、男女共同参画社会の形成の促進に向けた各種施策に取り組んできました。

これら施策推進の結果、市民の男女共同参画に関する理解は年々進む傾向にある一方、指導的地位における女性の割合の少なさや男性の家庭参画が進んでいないことなど、未だに課題が存在しているため、これまで以上に情報を共有し、性別や年代・職業・居住地域等を問わず、男女共同参画に関する意識醸成を図るとともに、より一層の施策の推進に取り組む必要があります。

このようなことを踏まえ、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため奄美市男女共同参画推進条例に基づき「第2次奄美市男女共同参画基本計画」を策定します。

### 2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく法定計画です。
- (2) この計画は、「奄美市男女共同参画推進条例」第10条の規定に基づき策定する男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「奄美市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を包含します。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「奄美市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」を包含します。



### 3 計画の基本理念

この計画は、「奄美市男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定します。

#### (1) 男女の人権尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊重が重んじられること、誰もが直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取り扱いを受けないこと、誰もが個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。(第3条第1項)

#### (2) 社会における制度、慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。(第3条第2項)

#### (3) 政策、方針の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、誰もが、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。(第3条第3項)

#### (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を更生する誰もが相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。(第3条第4項)

#### (5) 性と生殖に関する生涯にわたる健康と権利への配慮

男女共同参画の推進は、誰もが互いの性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、個人の意思が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されることを旨として行われなければならない。(第3条第5項)

#### (6) 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行われなければならない。(第3条第6項)

## 4 計画の基本目標

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

## 5 重点分野

### ●重点分野1

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（女性活躍推進計画）

### ●重点分野2

誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備（女性活躍推進計画）

### ●重点分野3

生活上の困難や課題を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

### ●重点分野4

女性に対するあらゆる暴力の根絶（配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画）

### ●重点分野5

生涯を通じた健康支援

### ●重点分野6

男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

### ●重点分野7

地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

## 6 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

また、計画期間の途中においても、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。



1 社会経済情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

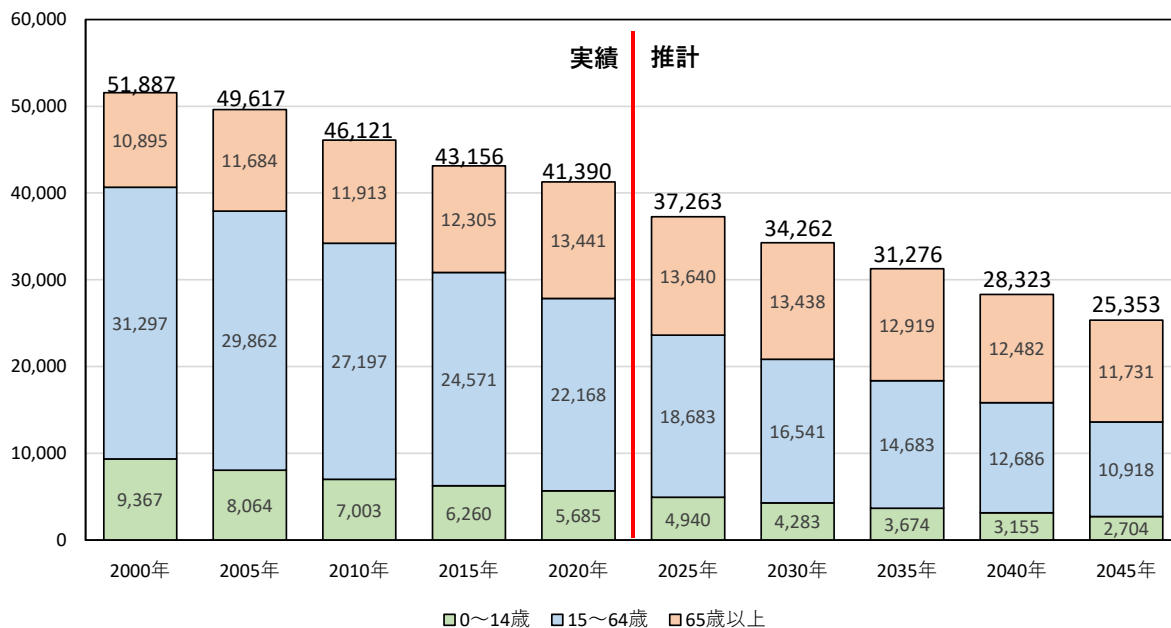
本市の総人口は減少傾向にあり、今後も人口減少が進行することが予想されています。

年齢区分別の人口推移をみると、2000年と2020年では、年少人口（15歳未満）は3,682人、生産年齢人口（15歳～64歳）は9,129人それぞれ減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は2,546人増加しており、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の占める割合）は20.9%から32.4%に上昇しています。

人口増減（自然増減・社会増減）については、死亡数は横ばいですが出生数は減少傾向、転入転出についても2019年を除き、各年転出超過となっています。

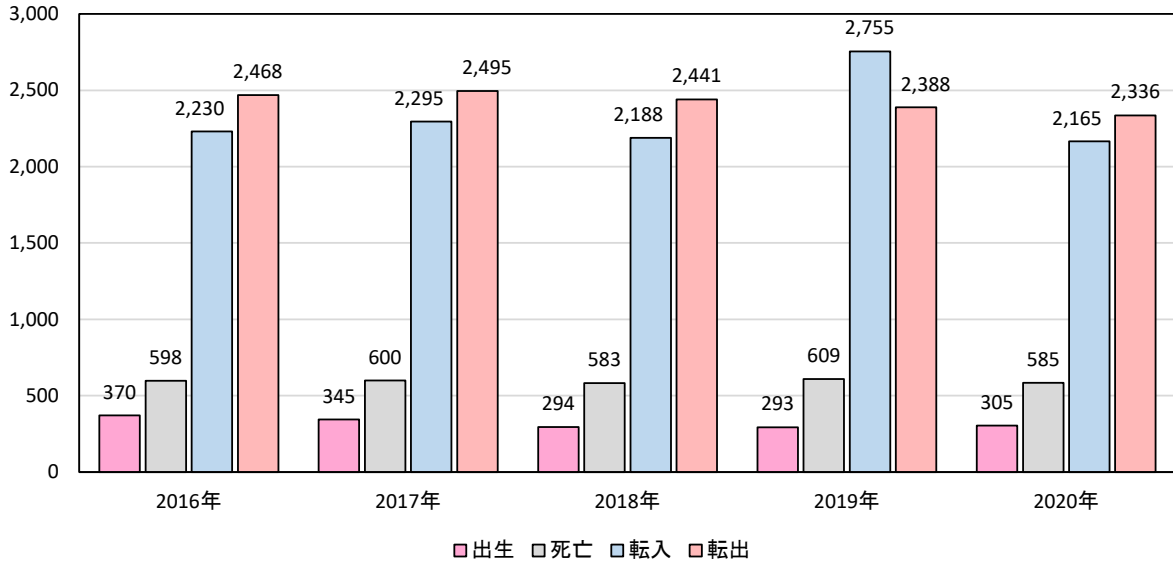
今後の人口推計では、さらに少子化及び人口の減少が加速し、2045年には年少人口は2020年の47%（約5割減）、総人口は61%（約4割減）となることが想定されており、将来にわたる労働力の減少が心配されます。

人口実績および人口推計（年齢3区分別）の推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所 地域別将来人口推計 / 国勢調査

## 人口増減（自然増減・社会増減）

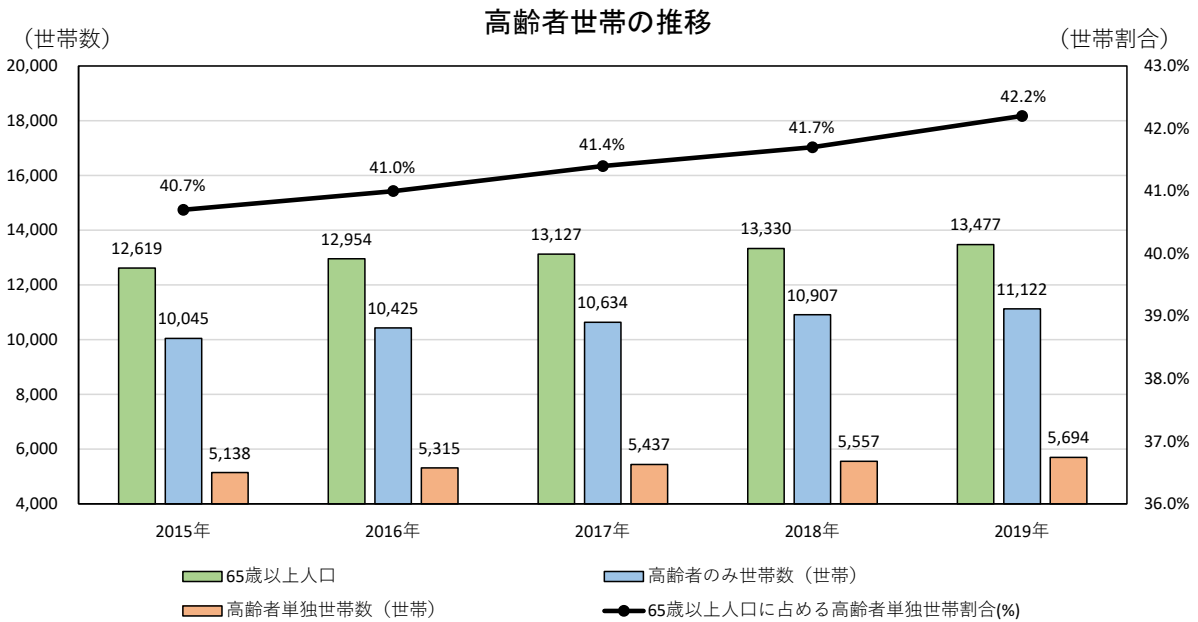


出典：県人口移動調査（推計人口）

## （2）家族形態の多様化

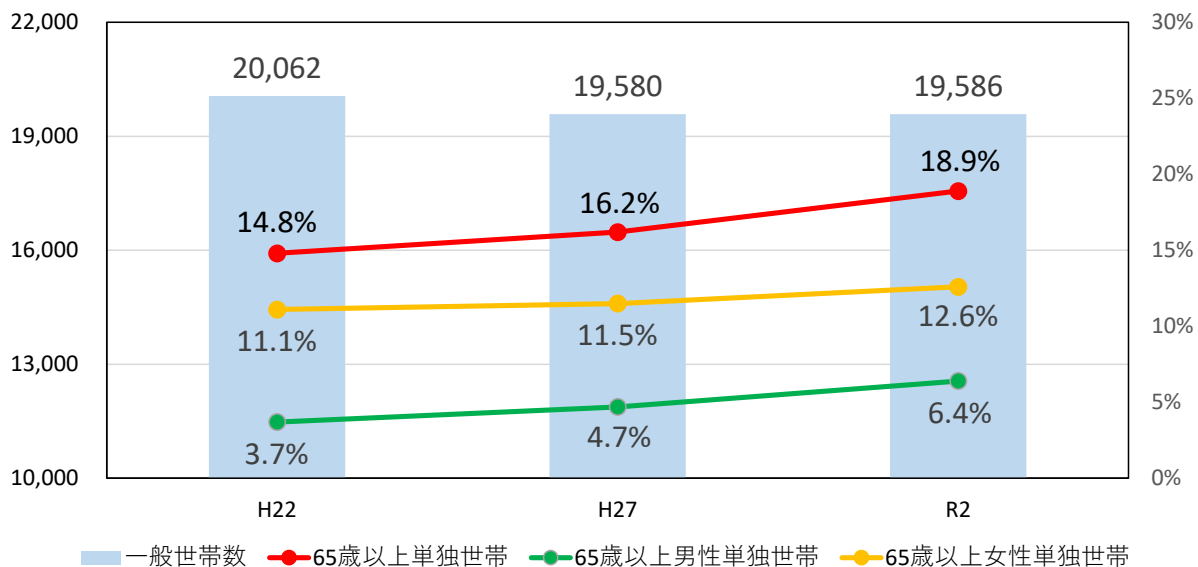
本市の総人口・世帯数は減少し続けており、今後一層の減少が予測される中、65歳以上人口、高齢者のみ世帯数及び高齢者単独世帯数は共に増加傾向にあり、高齢女性の単独世帯は、男性の約2倍となっています。

世帯数に占める母子世帯の割合は、9.1%となっており、父子世帯の割合の1.4%に比べ高くなっています。また、単独世帯の割合が増加しており、最も多い家族類型となっています。



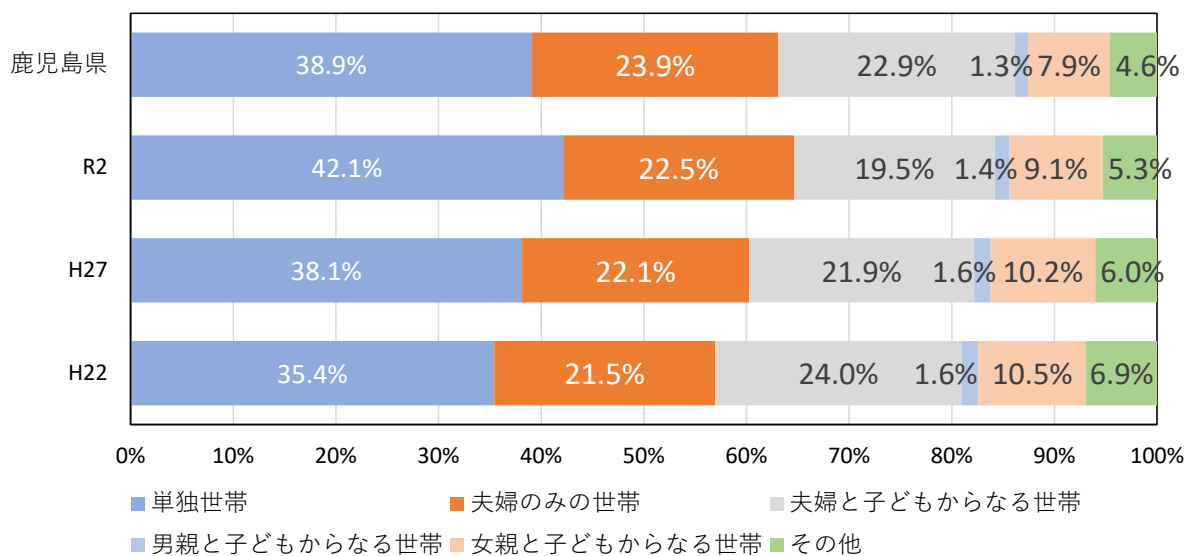
出典：住民基本台帳

一般世帯総数に占める65歳以上単独世帯の推移



出典：国勢調査

世帯の家族類型別一般世帯数の割合



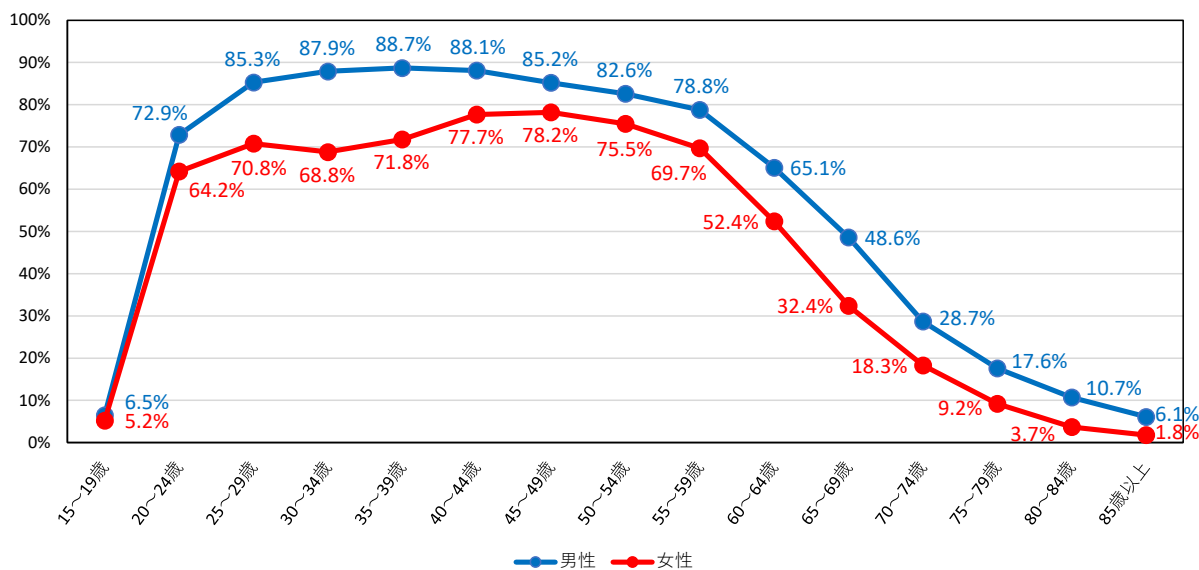
出典：国勢調査

### (3) 女性の年齢別就業率の状況

本市の女性における年齢別就業率は、平成27年と比較して令和2年は各年代で就業率が増加しています。

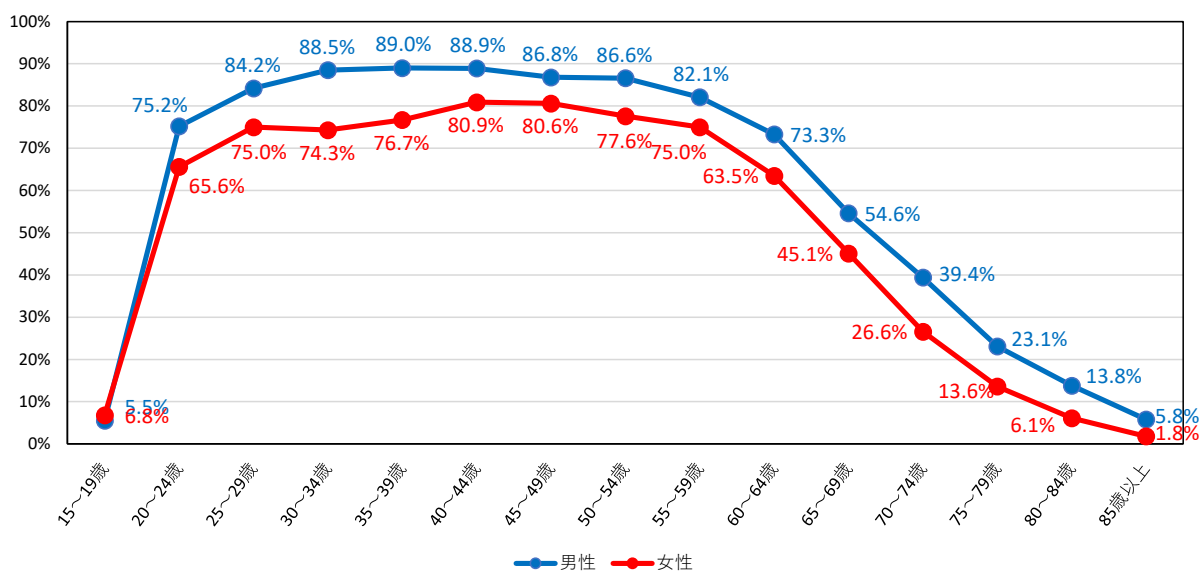
経年における性別での比較では、女性は25歳から79歳、男性は55歳から79歳の就業率が増加しており、出産や育児で休職・退職する女性が減少していることや、60歳以降も継続して就労する高齢者が以前より増加している事が分かります。

奄美市の年齢別就業率（平成27年）



出典：国勢調査

奄美市の年齢別就業率（令和2年）



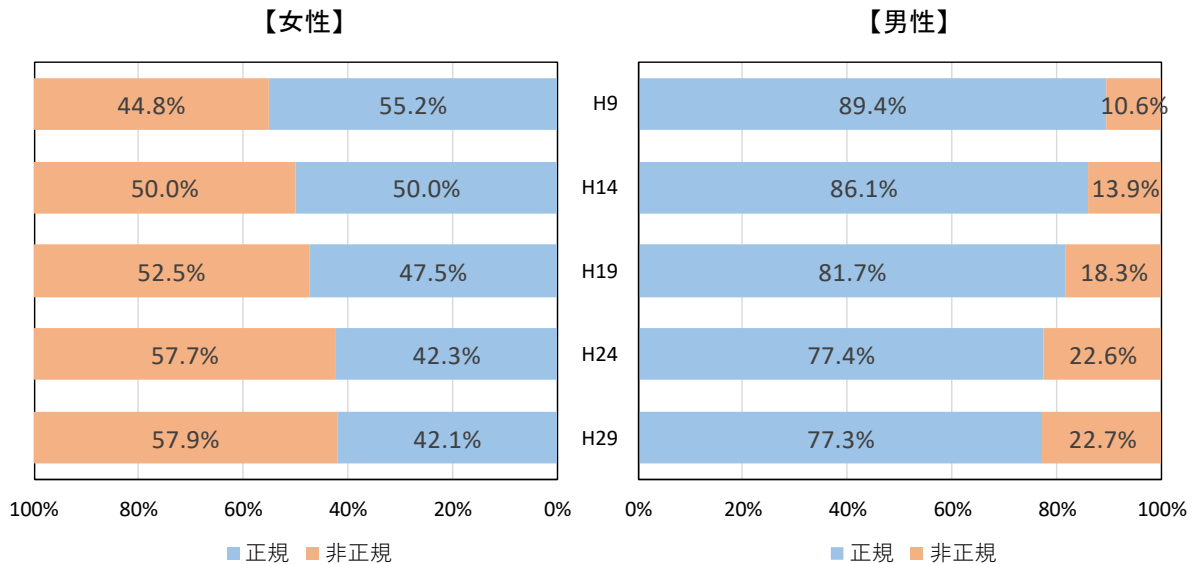
出典：国勢調査

(4) 非正規雇用の増加と貧困層・格差の拡大（鹿児島県・全国）

鹿児島県においては、非正規雇用者の割合は増加傾向にあり、性別で見ると、男性に比べて女性の方が非正規雇用者の割合は高くなっています。

また、貧困の全国的状況をみると、平成30年の貧困線127万円（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯の割合）は15.4%となっており、特に、ひとり親等大人が一人の世帯員では48.1%と高くなっています。

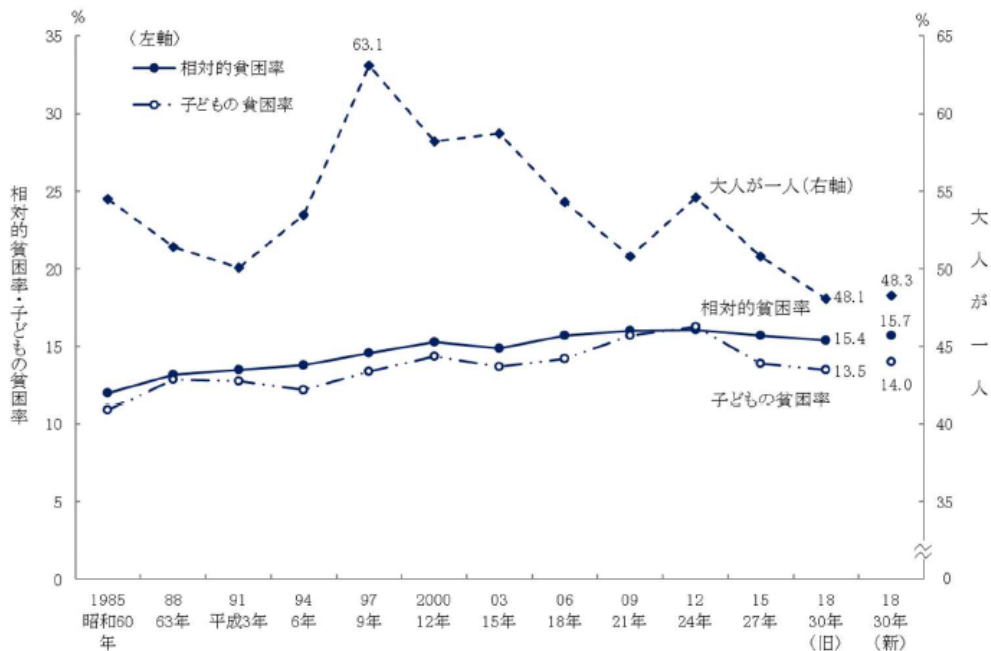
非正規雇用者の割合の推移（鹿児島県）



出典：就業構造基本調査

非正規雇用者の割合は、「非正規の職員・従業員」 / (「正規の職員・従業員」 + 「非正規の職員・従業員」) × 100

貧困率の年次推移（全国）



出典：2019年国民生活基礎調査の概況（厚生労働省）

## (5) 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、とりわけ影響を強く受けた飲食・宿泊業等サービス業において女性の非正規雇用者が多い状況の中で、女性の雇用・所得に大きな影響を及ぼしました。

また、コロナ下の休業や外出自粛等による生活不安・ストレス等の影響は、性別による固定的な役割分担等ジェンダーに起因する女性をめぐる様々な問題を顕在化させました。

その一方で、テレワークや在宅勤務等柔軟な働き方に関わる環境整備が進められるようになり、アフターコロナを見据える女性の働きやすさや男性の家事・育児参加の促進につながることが期待されます。

## (6) ジェンダー平等をめぐる国際的な潮流

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) は、平成 27 (2015) 年 9 月、国連サミットで採択された「世界を変える-持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる国際目標です。

17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない (no one will be left behind)」という共通理念を掲げています。

SDGs では、5 つめのゴールとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、その実現に向けたターゲット 5-1 から 5-6 の達成目標が示されています。

また、そのアジェンダには、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と記載されており、17 の目標の達成に向けた、あらゆるターゲット (施策) のジェンダー平等及びジェンダーの視点を反映すること (ジェンダー主流化) の重要性が強調されており、ジェンダー平等 (gender equality~事実上の男女平等) と女性・女児のエンパワーメント達成に向けた取組が世界各国で加速しています。





## 2 国の動向

### (1) 第5次男女共同参画基本計画の策定

令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」は、男女共同参画基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るべく、令和12年度末までの「基本認識」と令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的施策」を定めたものです。

この計画では、経済や社会環境・国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に関わる多国間合意の履行の観点から、めざすべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

#### 【第5次男女共同参画基本計画におけるめざすべき社会】

- ① 誰もが自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、誰もが共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包括的かつ持続可能な世界の実現と轍を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

### (2) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定

平成30年5月に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、衆議院、参議院及び、地方議会の選挙において、政党等の自由を確保しつつ、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が目標を定める等、自主的な取組に努めることなどを定めた法律です。令和3年6月には同法が一部改正され、政党等は、候補者の選定方法の改善やセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等への対策などにも努めるものとされ、国・地方公共団体には、政治分野における男女共同参画の推進に関し必要な施策の策定などが義務付けられました。

### (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の一部改正

企業における女性の活躍に関する状況を把握、課題を分析し、それらを踏まえた一般事業主行動計画の策定義務の対象を常時雇用する従業員数が301人以上から101人以上の企業へ拡大することや、情報公表の強化、特例認定制度「プラチナえるぼし」の創設などを規定する「女性活躍推進法の一部を改正する法律」が令和元年5月に成立し、令和2年4月から順次施行されています。

また、令和4年7月の厚生労働省令により、従業員301人以上の事業主を対象に、「男女の賃金格差の差異」に関する情報公表が義務化されました。

(4)「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」及び雇用保険法の改正

出産・育児等による労働者の離職を防止し、男女ともに希望に応じて仕事と育児を両立できるように、令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、いわゆる「産後パパ育休制度」（出生時育児休業制度）の創設、雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などが段階的に施行されます。

(5)「女性デジタル人材育成プラン」の決定

コロナ下で厳しい状況にある女性の就業に資することを目的として、デジタルスキル向上とデジタル分野への就労支援の具体的施策を盛り込んだ総合的な施策が令和4年4月に男女共同参画会議において決定されました。

(6)「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）」の成立

AV出演者の心身や生活に将来にわたり生じる重大な被害の防止、現に被害を受けたAV出演者の救済を図るための法律が令和4年6月に制定、施行されました。

(7)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定

DV等性暴力、性犯罪被害、貧困など女性をめぐる課題が多様化、複合化する中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、女性の人権尊重や福祉の増進を目的とし、「孤立・孤独対策」といった視点を含む新たな女性支援の枠組みを構築するための新法が、令和4年5月に公布され、一部を除き令和6年4月より施行されます。



1 施策の体系

基本目標	重点分野	取組の方向
Ⅰ あらゆる男女共同参画の推進 女性活躍推進計画	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備の促進 ②各分野における女性の参画の拡大を図る取組の促進
	2 誰もが能力を發揮しながら希望する働き方ができる環境の整備	①雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保等就業環境の整備の促進 ②多様な働き方のニーズに対応し、女性の就労を促進する環境の整備
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	3 生活上の困難や課題を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	①生活上の困難を抱えるひとり親家庭への支援 ②困難な状況に置かれる若者の自立に向けた支援 ③一人ひとりの高齢者・障害者等が安心して暮らせる環境の整備 ④一人ひとりの子どもが安全・安心に暮らせる環境の整備 ⑤男女共同参画の視点を踏まえた地域防災対策の推進
	4 女性に対するあらゆる暴力の根絶 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画	①いかなる場合にも暴力を許さない男女の人権が尊重される社会づくり ②配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進
	5 生涯を通じた健康支援	①生涯にわたる健康の保持・増進に向けた健康づくりへの支援 ②妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進 ③生涯にわたるスポーツ活動の推進
Ⅲ 男女共同参画社会の實現に向けた基盤づくり	6 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	①市民一人ひとりの男女共同参画についての理解を促進する広報・啓発の推進 ②学校における人権教育・男女平等教育の推進 ③男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人の男女共同参画についての理解の浸透を図る啓発の推進
	7 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った地域コミュニティの形成に向けた基盤づくり



## 2 施策の内容

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

#### 重点分野1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (女性活躍推進計画)

##### 【現状と課題】

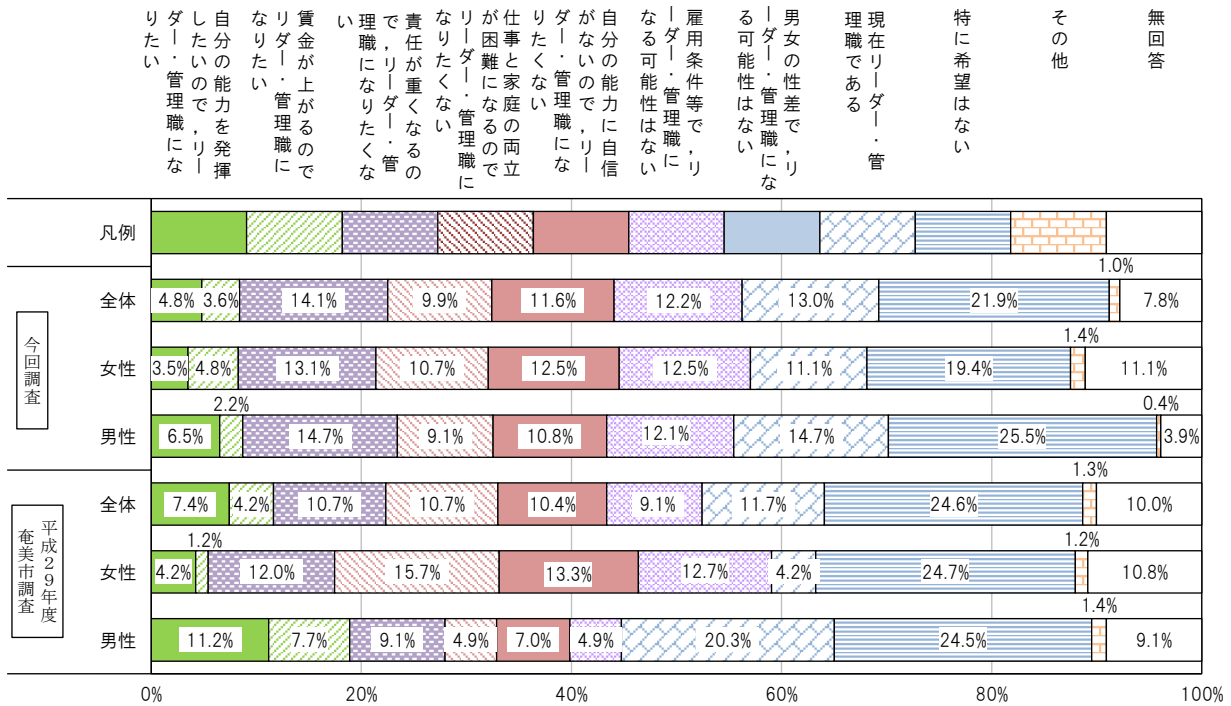
人口減少・少子高齢化の進行、価値観の多様化が進む中で、政治・経済・社会などあらゆる分野における政策・方針決定過程に誰もが共に参画することは、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

本市においては、多くの分野で女性の参画は徐々に進んできていますが、本市の審議会等委員に占める女性の割合は22.6%（令和3年度）であり、第1次男女共同参画基本計画策定時の19.2%から上昇しているものの、目標値である30%には達していません。また、市の管理職に占める女性の割合は9.6%（令和4年度）であり、行政をはじめあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画は、依然として十分とは言えない状況です。

令和2年度に実施した「奄美市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、市民意識調査という。）によると、男女ともにリーダー・管理職を希望する人は少なく、その背景には仕事と家庭の両立が困難な状況の中で、責任が重くなることをためらう傾向がみられます。また、「女性のリーダーを増やすときに障害となっている」こととして、「保育・介護などの支援など公的サービスが十分でない」「長時間労働の改善が十分でない」「女性をリーダーになるものとして育てていない」ことを挙げる人の割合が高くなっており、依然として、家庭や職場等に性別による固定的な役割分担等ジェンダーに起因する様々な状況が、特に、女性の参画状況を阻害する要因となっていることがわかります。

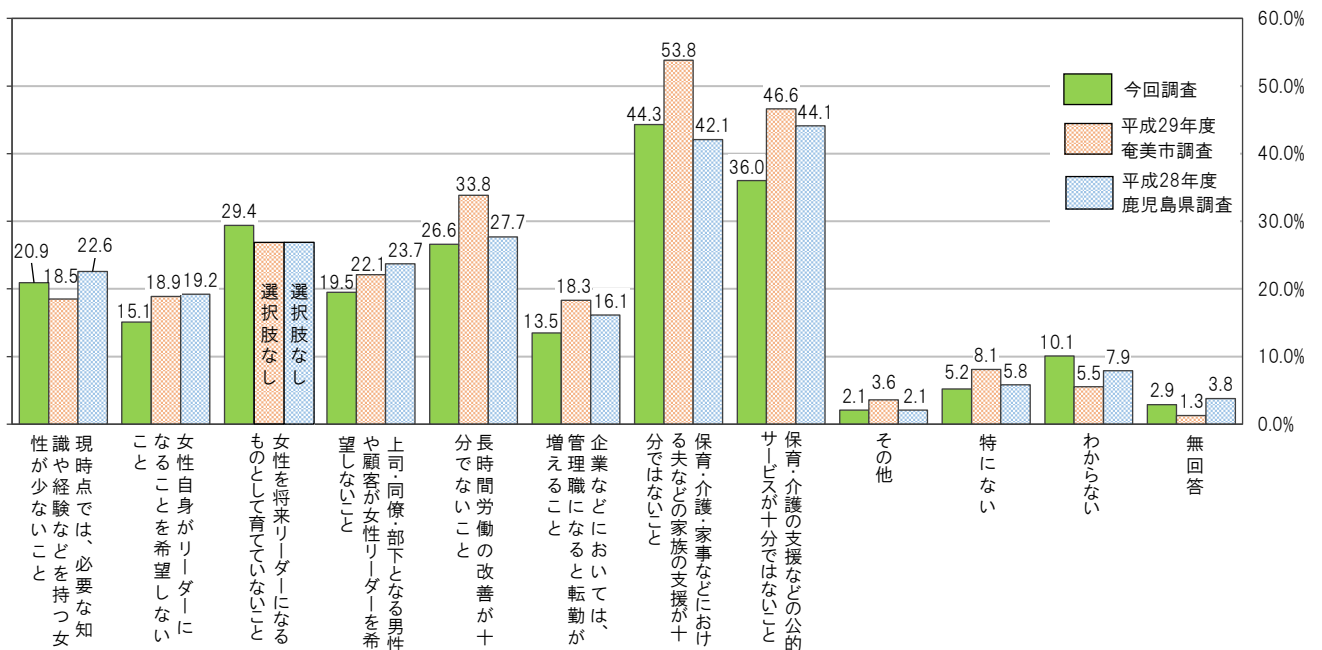
そのため、固定的な性別役割分担意識の解消を図る、より一層の啓発を通して、それに基づく制度や慣行等の見直しを進めるとともに政治、行政、雇用、農林水産業・商工業等の自営業、各種団体や組織等への女性の参画拡大の社会的意義と重要性について理解の浸透を図る啓発に取り組みます。また、女性の参画の状況を把握し、役員等への女性の登用について要請を行います。

リーダー・管理職への昇進希望の有無（全体・性別、前回調査） N=524



出典：令和2年度 奄美市男女共同参画に関する市民意識調査

女性のリーダーを増やすときに障害となるもの（全体、前回・県調査） N=770



出典：令和2年度 奄美市男女共同参画に関する市民意識調査

取組の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備の促進			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
1	事業所への学習機会の提供・情報提供、相談対応	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)に基づく事業所の主体的な取組が推進されるよう、女性の参画拡大の社会的意義や重要性についての理解の浸透を図る学習機会の提供・情報提供を行い、事業所を対象とした男女共同参画・女性活躍に関する啓発の充実を図ります。 また、「女性活躍推進法」において要請される「一般事業主行動計画」策定に関する事など、事業所の相談対応を行います。	市民協働推進課 商工政策課
2	女性の能力発揮・開発のための支援	性別による固定的な役割分担を前提とする男性中心型労働慣行により「能力発揮・開発」の機会に男女格差が生じることが、女性の参画を阻害する要因であることについて、事業所への男女共同参画・女性活躍に関する学習機会の提供・情報提供等を通して理解の浸透を図るとともに、関係機関・関係団体等と連携し、女性の能力発揮・開発に向けた学習機会の提供・情報提供を行います。また、市職員の女性の能力発揮・開発について「特定事業主行動計画」に基づき推進します。	市民協働推進課 商工政策課 総務課
3	女性のネットワークの構築とネットワークワーキングへの支援	市政策への幅広い女性からの意見を反映するため、女性の主体的な共同学習と地域づくり活動を行うネットワークの構築に向けて、学習機会の提供・情報提供等の支援を行います。	市民協働推進課

取組の方向2 各分野における女性の参画の拡大を図る取組の促進			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
4	市の審議会等委員への女性の登用を進める取組の推進	年次毎の状況調査を行い、数値目標達成に向けた計画的な登用を図ります。その際、多様な視点が反映されるよう委員の重複による人材の固定化の改善に留意し、推薦を依頼する団体への協力要請、職務指定委員の見直しの検討、公募制の導入に努めます。	市民協働推進課 関係各課
5	市における管理職への女性の登用推進	特定事業主行動計画に基づく、ポジティブ・アクションに取り組み、管理職への女性の登用を推進します。	総務課
6	教職員における女性の登用を進める取組の促進	女性の管理職任用標準試験への受験を促進し、学校経営への男女双方の視点が反映されるよう、各分野の指導的地位における女性の登用を進めます。	学校教育課

7	農林水産業・商工分野における女性の参画の拡大を図る取組の促進	農業委員、農業協同組合及び漁業協同組合、商工会議所等に対して、役員等への女性の登用に向けた取組が促進されるよう学習機会の提供・情報提供及び働きかけを行います。	農林水産課 農業委員会 商工政策課
8	新規就農への女性の参画の促進	近年、若い世代の女性の職業選択として農業への関心が高まっている動向を踏まえ、男性中心、世帯単位の傾向になりがちな新規就農に係る施策の実施にあたって、個人としての女性のニーズにも対応できるよう男女共同参画の視点での配慮を行います。	農林水産課
9	地域防災の分野における政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画拡大	被災時には、平時の性別による固定的な役割分担が強化され、増大する家庭的責任が女性に集中する一方、男性に、復旧作業の負担がかかるなどの傾向がみられます。また、避難所の運営が主に男性によって行われることにより、女性や子育て家庭のニーズが反映されないなどの問題も生じています。 このような問題により、直面する困難な状況を改善し、地域の防災力向上を図るため、生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施に向けて、地域防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大に取り組みます。	総務課 消防本部 住用地域総務課 笠利地域総務課

## 重点分野2 誰もが能力を發揮しながら希望する働き方ができる環境の整備 (女性活躍推進計画)

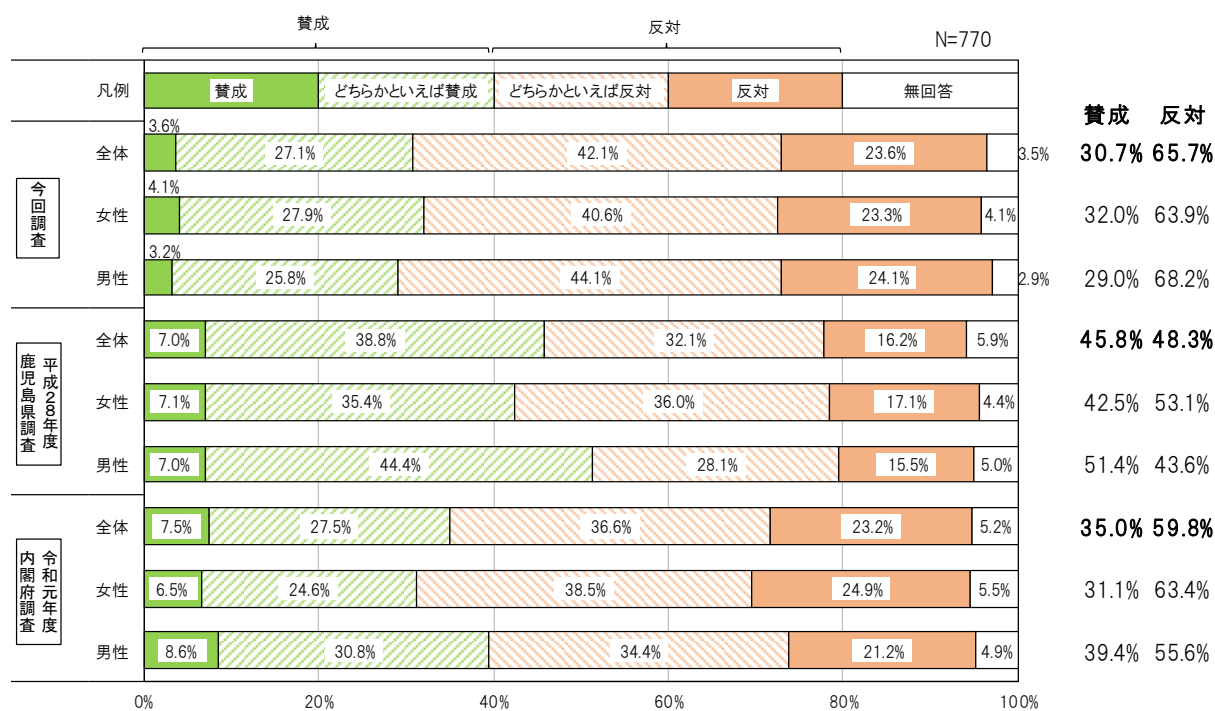
### 【現状と課題】

雇用等就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に、自己実現につながるものであり、性別にかかわらず一人ひとりが、個性と能力を十分に発揮することができる就業環境を整備することは、人権尊重の視点、また、ダイバーシティの推進による社会・経済の活性化という視点からも重要です。

令和2年度に実施した市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、男女ともに「反対」が「賛成」を上回っており、鹿児島県調査や内閣府調査と比較して高い数値となっています。一方、男性が育児や介護を行うために、休暇を取得することについては「取得した方がよいと思うし、機会があれば自分で取得または、取得を勧めたい」(50.1%)と回答した割合が最も高く、次いで「取得した方がよいと思うが、今の法律・制度のままでは支援が不十分」(42.1%)、「取得した方がよいと思うが、上司の理解が得られないので実際は難しい」(29.9%)となり、実際には男性の家庭参画が難しい状況となっています。

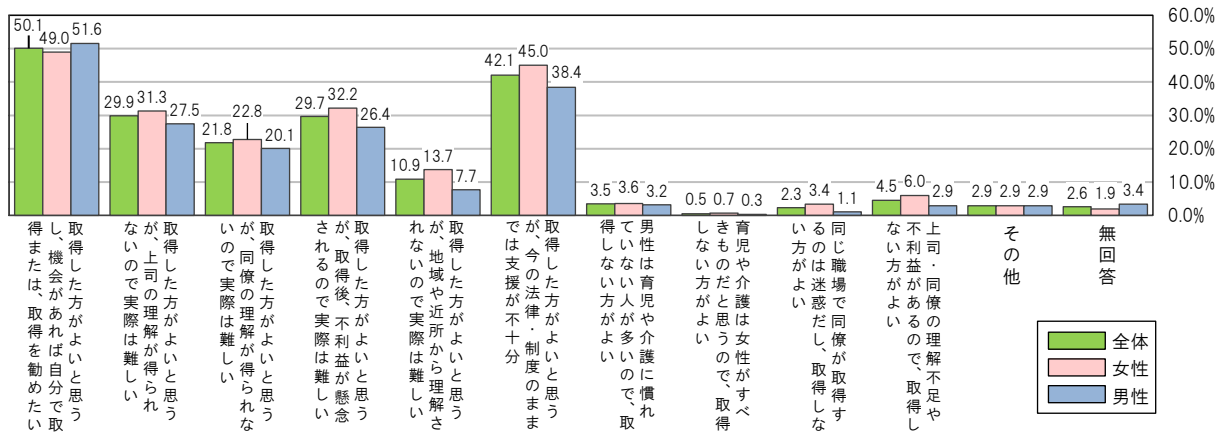
そのため、男性中心型労働慣行を見直し、雇用の分野における男女の均等な機会の確保や女性の就業継続や再就職に対する支援などに取り組み、職業生活における女性の活躍を推進する就業環境の整備の促進を図るとともに、性別にかかわらず一人ひとりの生き方、働き方の多様な選択が尊重されるよう、就業環境の整備を進めます。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



出典：令和2年度 奄美市男女共同参画に関する市民意識調査

男性が育児や介護休暇を取得することについて（全体・性別） N=770



出典：令和2年度 奄美市男女共同参画に関する市民意識調査

取り組みの方向1 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保等就業環境の整備の促進			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
10	関係法令や諸制度の普及・啓発	男女雇用機会均等法等の関係法令や諸制度について、労使双方への周知・啓発を図ります。	商工政策課 市民協働推進課
11	ハラスメント防止に向けた啓発	セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントの防止に向けた事業所の主体的な取り組みが促進されるよう、関係機関・団体等との連携による情報提供等啓発活動に取り組みます。	市民協働推進課 総務課
12	職場におけるメンタルヘルスの確保等健康確保のための啓発	常態化する長時間労働や複雑な人間関係等により心身の健康に変調をきたす人が増えている中、健康の問題による就業中断が、その後の生活上のさまざまな困難につながっています。そのため、事業所におけるメンタルヘルスの確保等健康確保に向けた主体的な取り組みが促進されるよう学習機会や情報の提供等の啓発に関係機関・団体等と連携して取り組みます。	総務課 健康増進課

取り組みの方向2 多様な働き方のニーズに対応し、女性の就労を促進する環境の整備			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
13	仕事と生活の調和に関する理解の浸透を図る啓発の促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、個人生活の充実と経済社会の活性化につながるものであることについての理解の浸透と市民的気運の醸成を図る広報・啓発に取り組みます。	市民協働推進課
14	仕事と子育てや介護等との両立のための制度等の周知・普及と定着	育児や介護による休業、短時間や短日数の勤務、テレワーク等の情報提供に努めるとともに、育児休業制度や介護休業制度、その他関係法令等の周知を図り、事業所におけるそれらの関係制度の定着に向けた啓発に関係機関・団体等と連携して取り組みます。	商工政策課 市民協働推進課 福祉政策課 総務課
15	多様な働き方のニーズに対応した保育・介護サービスの提供の促進	女性は特に、育児・子育て、介護に係るライフイベントと仕事とのバランスに多様な困難があり、固定的な性別役割分担意識を背景に職業生活における女性の活躍を阻害する大きな要因になっています。また、高齢化の状況を見通す男性も含めた介護離職者の増加や晩婚・晩産化による子育てと介護の負担を同時に担う（ダブルケア）状況への対応も要請されています。そのため、それぞれの人々が望む仕事と生活のバランスによる多様な働き方のニーズに対応する保育・介護に係るサービスの提供を促進します。	福祉政策課 高齢者福祉課
16	男性の子育てへの参加の促進及び育児休業、介護休業・休暇の取得の促進に向けた啓発	パートナーである男性も女性とともに家族的責任を担うことができるよう、男性の子育てへの参加及び育児休業、介護休業・休暇の取得の促進に向けた職場優先の組織風土と個々人の意識改革を図る学習機会の提供・情報提供等の啓発に関係機関・団体等と連携して取り組みます。	福祉政策課 市民協働推進課 総務課
17	再就職等女性の就労や起業への支援	子育てや介護等により離職した女性の再就職や非正規雇用から正規雇用への転換など女性の就労に関する支援多様な働き方のニーズに対応する子育てや介護等との両立への希望、企業等への支援に向けた関係機関・団体等と連携した職業訓練等についての情報提供、先行・先進事例の収集・紹介等を行います。その際、性別による固定的な役割分担に起因する女性のキャリア形成や起業における資金調達等の困難な状況に配慮します。	商工政策課



## 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

### 重点分野3 生活上の困難や課題を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

#### 【現状と課題】

単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規雇用労働者の増加など雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などが進行する中で、幅広い層で生活上の困難を抱える人の増加がみられます。特に、ひとり親家庭や障害のある人、高齢者、女性等は困難な状況に置かれやすく、中でも、女性は、それぞれの立場による困難と、女性であるということによる困難を複合的に抱える傾向にあり、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が厳しい生活状況にある人が多く、相対的貧困率は、高齢単身女性世帯と母子世帯で最も高くなっています。

若年層においても、社会的孤立や未就労、非正規雇用による貧困の問題が深刻化しており、その要因として、女性のみならず男性にも厳しい雇用環境が拡大していることや固定的な性別役割分担意識の影響などがあげられます。貧困等を防止する取組が重要であるとともに、家族の介護等を行っているヤングケアラーの問題についても実態を把握し、支援について検討が必要です。

男性の単身世帯や介護中の男性の中には、地域からの孤立等の問題を抱える人もおり、その背景には、固定的な性別役割分担意識に基づく男性の地域や家庭との関わり方や仕事優先の働き方があります。

また、大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多く影響を受けるため、男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが防災・減災、災害に強い地域の実現にとって必要です。

生活上の困難や課題に直面している人が、安心して暮らせるように、貧困等生活上の困難に対する多様な支援を行うとともに、その支援が届きやすくなるような環境整備を進めていきます。

取り組みの方向1 生活上の困難を抱えるひとり親家庭への支援			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
18	ひとり親家庭等への生活及び就業等自立に向けた支援	ひとり親家庭は、経済、子どもの教育、健康面などで生活上の困難や課題を抱えやすく、仕事と家庭の両立も難しいことなどから、個々の状況に応じた子育て、就業、経済面等の総合的な支援が要請されます。特に、若年や未婚その他の理由により妊娠、出産、子育てにおいて困難な状況を抱える女性や地域で孤立しがちな父子家庭については、「人権の擁護」「生活の質の向上」の観点からその実態やニーズを把握し、必要な支援を行います。	福祉政策課

取り組みの方向2 困難な状況に置かれる若者の自立に向けた支援			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
19	困難な状況にある若者の自立に向けた切れ目の無い支援と若者の自立に向けた力を高める取組の推進	困難な状況にある若者が、自立に向けて社会生活を円滑に営むことができるよう関係機関・団体等多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせるなど、一人ひとりの実情にあった切れ目の無い支援に取り組みます。支援にあたっては、性別にかかわらず多様な生き方・働き方を尊重し、個人の個性や能力が発揮できるよう配慮します。その際、特に女性については「家事手伝い」として括られることによりこれらの問題が潜在化する傾向にあることに留意します。	保護課 福祉政策課

取り組みの方向3 一人ひとりの高齢者・障害者等が安心して暮らせる環境の整備			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
20	性別にかかわらず個人としてのニーズに配慮した高齢者の自立に向けた生活支援	高齢者が不安を抱えず安心して暮らせるよう、高齢者の孤立化の防止に向けて、地域コミュニティと連携する等住民参加により地域全体で高齢者を見守る支援体制の整備を図るとともに、高齢者の社会参加を促進する生きがいづくりの支援を行います。その際、高齢男女のニーズを踏まえて一人ひとりの生活実態の違いに配慮します。高齢者の財産等の権利を保障するための成年後見制度の周知、制度活用の支援、後見人の育成を行います。	高齢者福祉課
21	高齢者の人権を尊重する介護の質の向上の促進	高齢者の人権を尊重し、男女の身体的特徴等の違いに配慮した介護予防対策、介護サービスの提供等を通して介護の質の向上を図ります。また、広く男女を対象に介護知識・技術の普及を図るとともに、住民参加を基本とする地域の支え合いの仕組みづくりを進め、家族介護の負担軽減に取り組みます。その際、地域から孤立する介護者へ配慮し、介護に必要な家事等に困難を抱えていたり、地域との関わりが希薄であるため支援を求めることができない状況にある男性介護者への対応にも留意します。	高齢者福祉課

22	障害のある人の性別にかかわらず個人としてのニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備	障害者が、必要とする支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害者の就業支援や相談支援など地域生活支援の提供体制の整備を進めます。その際、障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで、複合的な困難な状況に置かれている場合があることに留意します。	福祉政策課
23	複合的な困難や課題に直面しやすい人々への支援	外国人等さまざまな偏見等により生活上の困難に直面しやすい人々の支援にあたっては、女性であることで複合的に困難な状況に置かれやすいことに留意します。また、性的指向や性自認に関わる多様性が尊重されるよう、性に起因する偏見や差別等により困難な状況に置かれている人々の個人の尊厳が保障されるよう関係機関等との連携による啓発・相談支援に取り組みます。	保護課 市民協働推進課

取り組みの方向4 一人ひとりの子どもが安全・安心に暮らせる環境の整備			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
24	子どもが安心して生活できる環境づくり	家庭の経済状況等が子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼし、生活上の困難が世代を超えて継承されることがないように、一人ひとりの子どもの人権を尊重することを踏まえて、多様な状況にある子ども一人ひとりに対して、教育や福祉関係者、地域のボランティア等が連携し、支援家庭への生活面や学習面での情報提供・相談等の支援を行います。	福祉政策課 保護課
25	地域社会全体で子どもを育てる取組の推進	一人ひとり子どもの育ちに家庭や学校だけでなく、地域社会全体で子育てを支え合い、応援するための取り組みを民間団体と連携して進めます。	福祉政策課 健康増進課

取り組みの方向5 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災対策の推進			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
9	地域防災の分野における政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画拡大（再掲）	被災時には、平時の性別による固定的な役割分担が強化され、増大する家庭的責任が女性に集中する一方、男性に、復旧作業の負担がかかるなどの傾向がみられます。また、避難所の運営が主に男性によって行われることにより、女性や子育て家庭のニーズが反映されないなどの問題も生じています。このような問題により、直面する困難な状況を改善し、地域の防災力向上を図るため、生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施に向けて、地域防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大に取り組みます。	総務課 消防本部 住用地域総務課 笠利地域総務課
26	男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営	被災時には、女性の参画を促進し、固定的な性別役割分担に留意しながら、女性専用の更衣室、授乳室の設置、安全やプライバシーの確保等、男女双方や子育て家庭等多様な被災者のニーズに配慮した避難所運営に努めます。	総務課 保護課 住用地域総務課 笠利地域総務課

## 重点分野4 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)

### 【現状と課題】

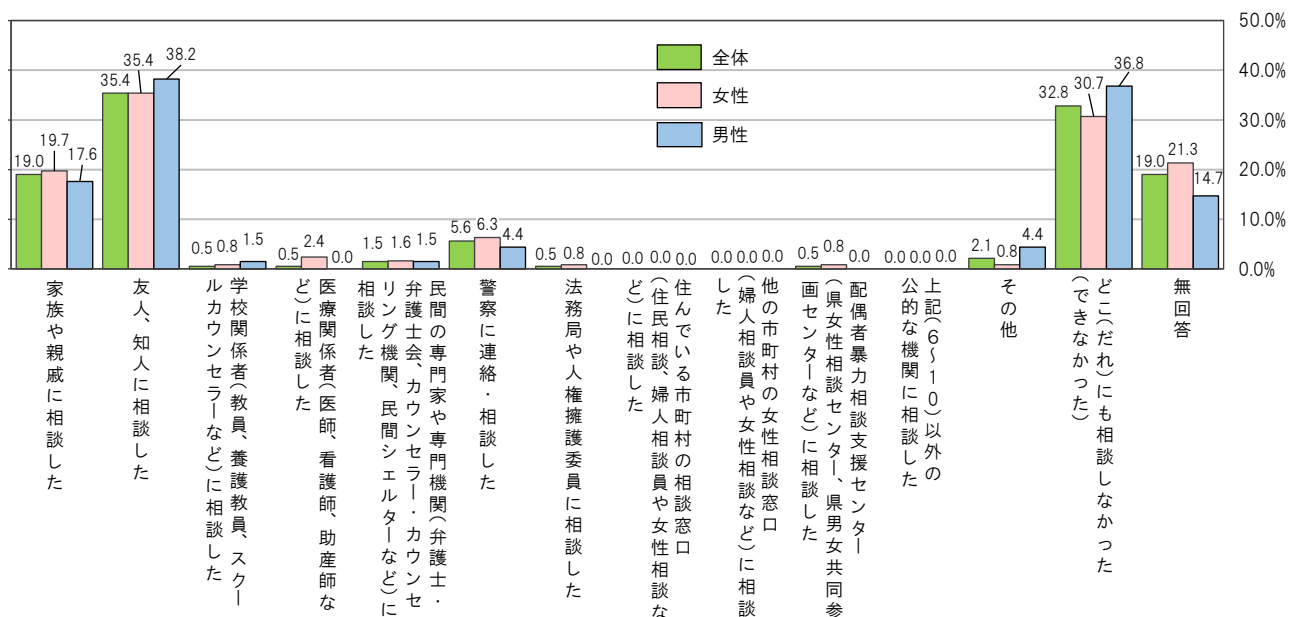
女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

近年、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等女性に対する暴力の深刻化に加えて、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、子ども・若者が当事者となりやすい性犯罪、交際相手からの暴力（デートDV）等暴力の形態は多様化・複雑化しており、男性が被害者となるケースも増加する傾向が見られます。

令和2年度に実施した市民意識調査によると、暴力や嫌がらせの被害にあった際の相談状況や相談先について、「友人、知人に相談した」と回答した割合が35.4%と最も高く、次いで「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」32.8%となっています。また、暴力や嫌がらせ等について「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」と回答した割合が37.1%で最も高く、次いで「相談してもむだだと思ったから」と「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が29.0%、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」21.0%と続いています。

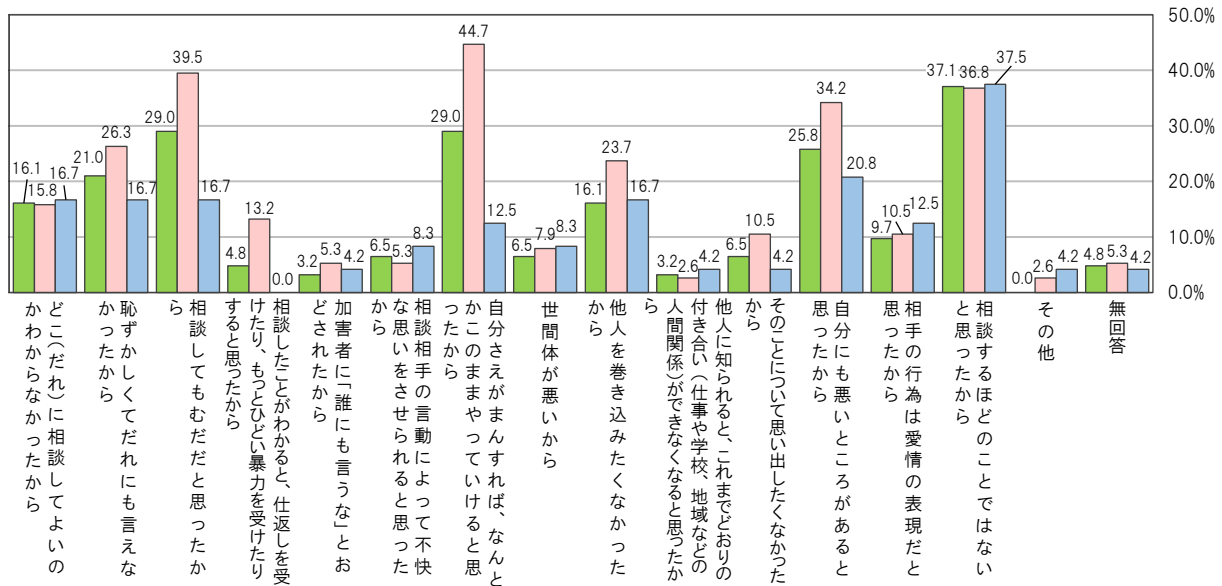
このような現状を踏まえ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を通して、いかなる場合にも暴力を容認しない社会的認識の徹底等の環境整備を進めるとともに、相談・支援体制の整備・充実に取り組みます。

暴行などについての相談の有無（全体・性別） N=195



出典：令和2年度 奄美市男女共同参画に関する市民意識調査

どこにも相談しなかった理由（全体・性別） N=195



出典：令和2年度 奄美市男女共同参画に関する市民意識調査

取組の方向1 いかなる場合にも暴力を許さない男女の人権が尊重される社会づくり			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
27	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた多様な機会を捉える広報・啓発の推進	配偶者等からの暴力、ストーカー行為、性犯罪、セクシュアルハラスメント等、女性に対するあらゆる暴力についての認識の浸透を図るため、市の媒体による広報、催事における情報発信等あらゆる機会を通して関係法令の周知等情報の提供、国・県等関係機関との連携による学習機会の提供等女性に対する暴力に焦点を当てた啓発活動に取り組みます。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間における取組の充実を図ります。	市民協働推進課
28	若者が当事者になりやすい交際相手からの暴力(デートDV)防止に向けた教育・啓発の推進	若者が当事者となりやすい交際相手からの暴力の予防・防止に向けて、特に、学習機会の提供や公的情報が届きにくい若者を対象とした教育・啓発活動に、民間団体と協働して取り組みます。	市民協働推進課 学校教育課

取組の方向2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
29	DV被害者支援体制の推進	DV対策庁内連絡会議を開催し、DV被害者支援体制の強化と充実に取り組みます。	市民協働推進課 関係各課
30	配偶者等からの暴力の防止と被害者の適切・迅速な保護に向けた早期発見対応	配偶者等からの暴力は、依然として個人的な問題として捉えられる傾向にあり「どこにも誰にも相談していない」被害者の潜在化が課題です。そのため適切・迅速に相談から保護へとつなぐ法令に基づく通報制度の浸透を図る等被害者の早期発見に取り組みます。	福祉政策課 関係各課
31	安心して相談できる相談環境の整備	プライバシーの保護や相談者の心情に配慮した相談室の環境づくりに取り組むとともに、相談者へのより良い援助が行えるよう相談員の心身の安全・ケアへの配慮、相談対応の確認等により相談の質の向上を図ります。又、多様な相談ニーズに対応するため関係課、支援関係機関・団体等との速やかな連携が図られるよう体制の整備に取り組みます。	福祉政策課
32	被害者の安全を確保する対応	安全を確保するため保護する必要がある被害者については、関係機関等との連携により一時保護施設への入所等適切な保護を行うとともに、住民基本台帳の適切な運用等、被害者・関係者や支援者の個人情報保護の徹底、安全確保に務めます。	福祉政策課 市民課 関係各課
33	被害者の心身の回復と自立への支援	被害者が心身の健康を回復するため、関係課、医療機関、配偶者暴力相談支援センター等が連携して専門的ケアを受けられるようにするとともに、被害者の自立した生活を支援するための就業、住宅の確保や諸支援制度の利用等を支援します。	福祉政策課 関係各課

## 重点分野5 生涯を通じた健康支援

### 【現状と課題】

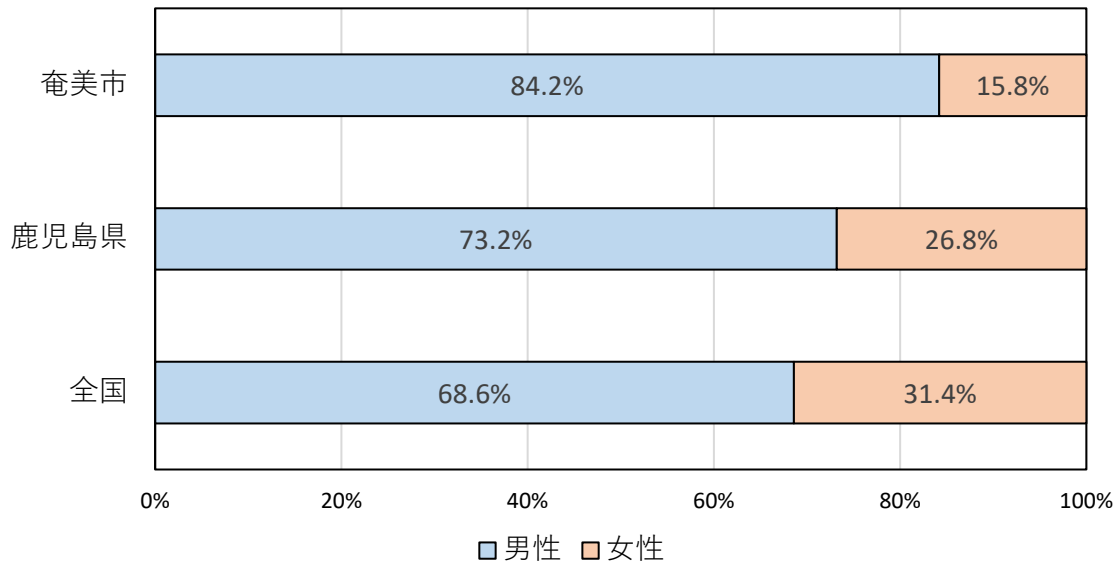
誰もが互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提です。

そのためには、心身の健康についての正しい知識と情報を入手することにより、健康を享受できるよう支援することが必要であり、女性に対しては、妊娠や出産の可能性もあるなど、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面することについて「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）に基づく十分な配慮が必要です。

また、本市は全国・鹿児島県と比較して自殺死亡率が高い現状があり、性別割合では女性 14.8%に対し、男性が 85.2%と男性の割合が高く、「孤立・孤独」を防ぎ支援する取組が求められます。

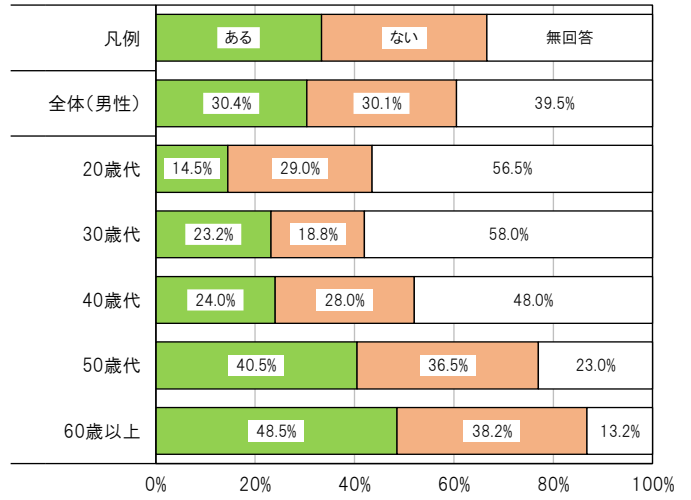
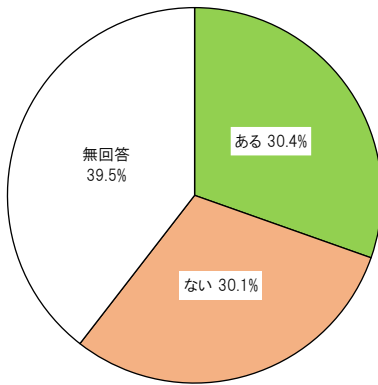
このようなことから、誰もが心身の健康を享受し生涯にわたり安全・安心でより良い生活を送ることができるよう性別にかかわらず生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組を推進します。

奄美市の自殺者の性別割合 (H28～R2)

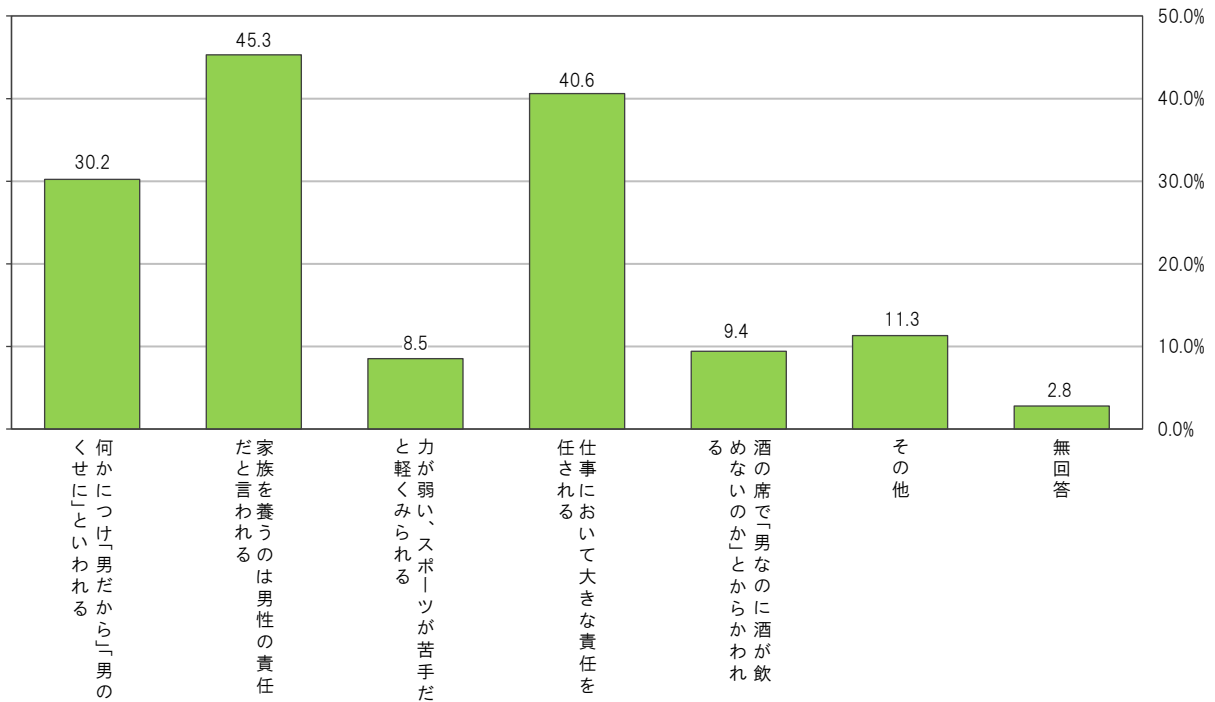


出典：地域自殺実態プロファイル 2021 年版

男であることに「責任」や「つらさ」を感じることの有無 N=349



「責任」や「つらさ」を感じる時 N=106



出典：令和2年度 奄美市男女共同参画に関する市民意識調査



取組の方向1 生涯にわたる健康の保持・増進に向けた健康づくりへの支援			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
34	心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供	誰もが生涯を通じて、その健康状態に応じて適切な自己管理を行うことができるよう、健康づくりに関する情報や健康相談等の機会を提供します。特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することについて、男性を含め広く社会全体の認識を高めることを踏まえて健康づくりへの気運の醸成を図ります。また、健康に関する男女別データの収集と活用を努めます。	健康増進課
35	男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援	男女の身体的違いに配慮するとともに、男性は女性よりも肥満者や喫煙・飲酒する人の割合が高く、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行に影響される男性としての在るべき姿に縛られ悩みや問題を一人で抱え込み、精神面で孤立しやすい傾向があるなどの男女の生活習慣や意識、就労、生活環境の違いも踏まえ、生活習慣病の予防・改善やメンタルヘルスケアの普及啓発、相談体制の充実を図ります。	健康増進課
36	性別や男女のニーズに応じた健(検)診の環境整備	性別に応じた的確な健康支援が受けられるよう普及啓発に取り組みます。また、女性特有のがんである乳がんや子宮がんの早期発見、予防のための普及啓発、がん検診受診率の向上に取り組むとともに、女性をはじめ誰もが受診しやすい環境整備を進めます。	健康増進課

取組の方向2 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
37	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての普及啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての正しい理解の浸透を図る普及啓発に取り組みます。	市民協働推進課 健康増進課
38	妊娠・出産期における健康管理の充実	妊婦等に対して早期の妊娠届出を促すことなどにより、妊娠・出産期の健康管理の充実を図ります。	健康増進課
39	不妊治療に対する支援の充実	不妊治療の経済的負担の軽減を図るための助成を行います。また男女からの不妊に対する相談に「性と生殖に関する健康と権利」の視点に留意して対応するなど、関係機関との連携を図り不妊治療に関する情報提供に努めます。	健康増進課
40	性に関する正しい知識の普及	子どもたちが、性に対して正しい知識を身につけ、適切な行動をとることができるとともに、自己を含め一人ひとりの生命と人権を尊重し、相手を思いやり、対等でより良い人間関係を築いていくことができるよう、学校において、家庭や地域との連携を図り、保健所等と協力して学校教育活動全体を通じて人権と男女共同参画の視点に立った性教育に取り組みます。	健康増進課 学校教育課

取組の方向3 生涯にわたるスポーツ活動の推進			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
41	男女を問わずスポーツに親しむことができる環境の整備	生涯を通じた健康づくりのための身体活動を推進するとともに、男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低いことなどの課題を踏まえて、女性のスポーツ活動への参加を促進するための啓発等環境の整備を進めます。	健康増進課 スポーツ推進課

### 重点分野6 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けては、その阻害要因となる制度又は慣行の改善が求められています。

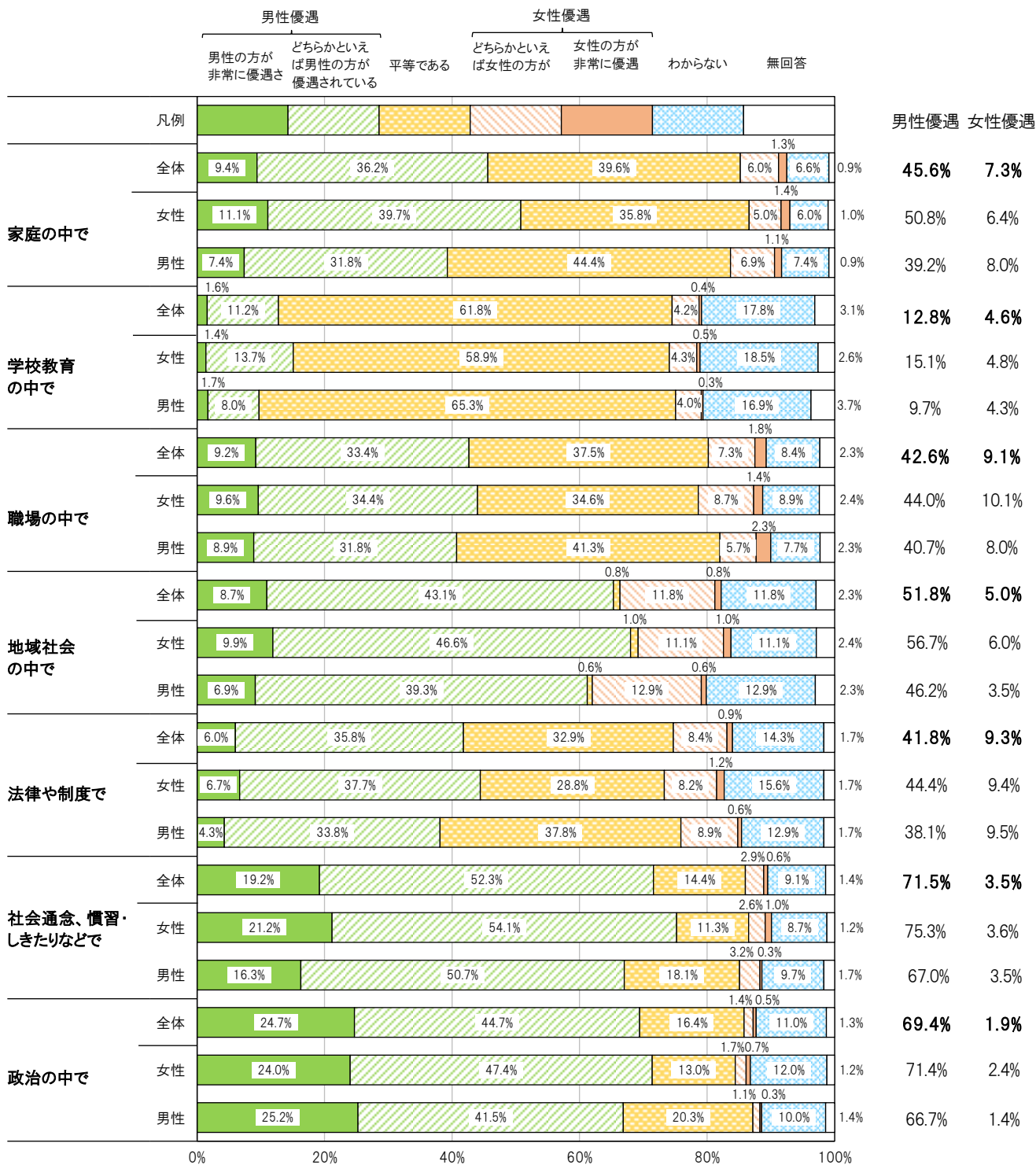
このような制度や慣行の多くは、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などを要因に、長年にわたり形成されてきたものであり、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識にも大きく影響しています。

令和2年度に実施した市民意識調査によると、各分野における男女の地位の平等感において、「社会通念・慣習・しきたりなどで」男性優遇であると回答した割合が71.5%と高く、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、本来、性別にかかわらず個人として尊重されるべき多様な選択を困難にする状況がみられ、すべての人が個性と能力を発揮することによる社会経済活力の醸成にも影響を及ぼしています。

また、男女共同参画社会を形成していくために市は今後どのようなことに力を入れていくべきかについて、「子どもの頃から男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる」と回答した割合が42.9%と最も高くなっています。

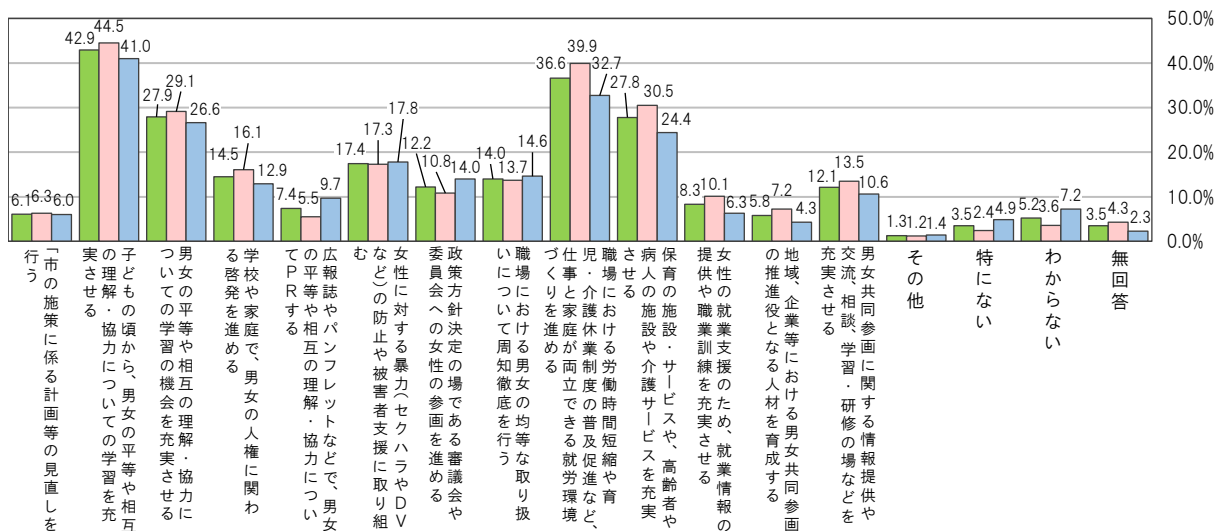
そのため、男女共同参画社会の実現に向けた取組の基盤となる、市民一人ひとりの男女共同参画についての理解の深化を促進する教育・学習を学校、家庭、職場、地域などあらゆる分野において推進し、その内容等のさらなる充実に取り組みます。

各分野における男女の地位の平等感（全体・性別） N = 770



出典：令和2年度 奄美市男女共同参画に関する市民意識調査

「男女共同参画社会」の形成に、市が力を入れるべきこと N=770



出典：令和2年度 奄美市男女共同参画に関する市民意識調査

取組の方向1 市民一人ひとりの男女共同参画についての理解を促進する広報・啓発の推進			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
42	広く市民を対象とする男女共同参画に関する学習機会の提供及び情報提供	男女共同参画についての正しい理解が、市民的広がりをもって促進されるよう、奄美市男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえた講座等の実施や市のあらゆる媒体による多様な機会を捉える情報発信・情報提供等広報・啓発に取り組みます。講座等の実施に当っては、これまで当事者意識を持って主体的に男女共同参画についての学習に参加する機会が少なかった男性や若年層への参加促進に努めるとともに、子育て期にある人や障害のある人等多様な立場にある人が参加しやすい配慮を行います。	市民協働推進課
43	地域での男女共同参画の推進を担う人材の養成と活用	男女共同参画の推進を担う人材を養成し、その活用による自治会等人々の暮らしに身近な場における男女共同参画の学習機会の提供、情報提供等の啓発に取り組みます。	市民協働推進課

取組の方向2 学校における人権教育・男女平等教育の推進			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
44	男女共同参画の視点に立った人権・男女平等教育の推進	男女共同参画は、個人の尊重と男女平等の理念を包含し事実上の平等をめざしています。その阻害要因である固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等への児童・生徒の気づきをひらく男女平等意識と、一人ひとりが自ら人権の主体として自尊感情を高めることを基礎とする人権意識の醸成に向けて、条例の基本理念を踏まえる男女共同参画の視点に立った人権・男女平等教育を推進します。	学校教育課
45	学校における男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進	子どもの頃からの発達段階に応じた総合的なキャリア教育を推進します。その際、男女ともに社会人・職業人として自立していくことの重要性、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者の人権、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性についての理解の促進を図ります。また、児童生徒一人ひとりが性別にとらわれることなく、主体的な進路や職業を選択できる能力・態度を身に付けることができるよう職場体験活動を推進するとともに、進路指導の際の配慮を行います。	学校教育課
46	教職員等学校関係者への男女共同参画についての学習機会の提供及び情報提供の推進	子どもたちの男女共同参画意識に影響を及ぼす教育活動や運営全体が男女共同参画の視点で行われるよう、教職員等学校関係者への市をはじめとする国・県・関係機関等が実施する男女共同参画についての学習機会への参加促進と情報提供を行います。	学校教育課

取組の方向3 男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人の男女共同参画についての理解の浸透を図る啓発の推進			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
47	市における各種相談を担う人への男女共同参画についての学習機会の提供及び情報提供等啓発の推進	あらゆる分野の相談業務の基盤となる“一人ひとりの人権の尊重”の涵養を図ることにより相談の質を高めることは、DV等男女共同参画を阻害する行為の早期発見につながります。そのため、相談を担う市職員、各種相談員、人権擁護委員、民生児童委員等への男女共同参画についての研修の実施等学習機会の提供と情報提供などの啓発に関係機関・団体と連携して取り組みます。	市民協働推進課 関係各課
48	市職員研修の実施	市におけるあらゆる施策の推進が、男女共同参画社会の形成の促進につながるよう、男女共同参画についての全庁的な理解の共有と職員一人ひとりの男女共同参画意識の涵養を図る職員研修を実施します。	総務課

## 重点分野7 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成にあたっては、人々にとって最も身近な暮らしの場である地域での取組が重要です。

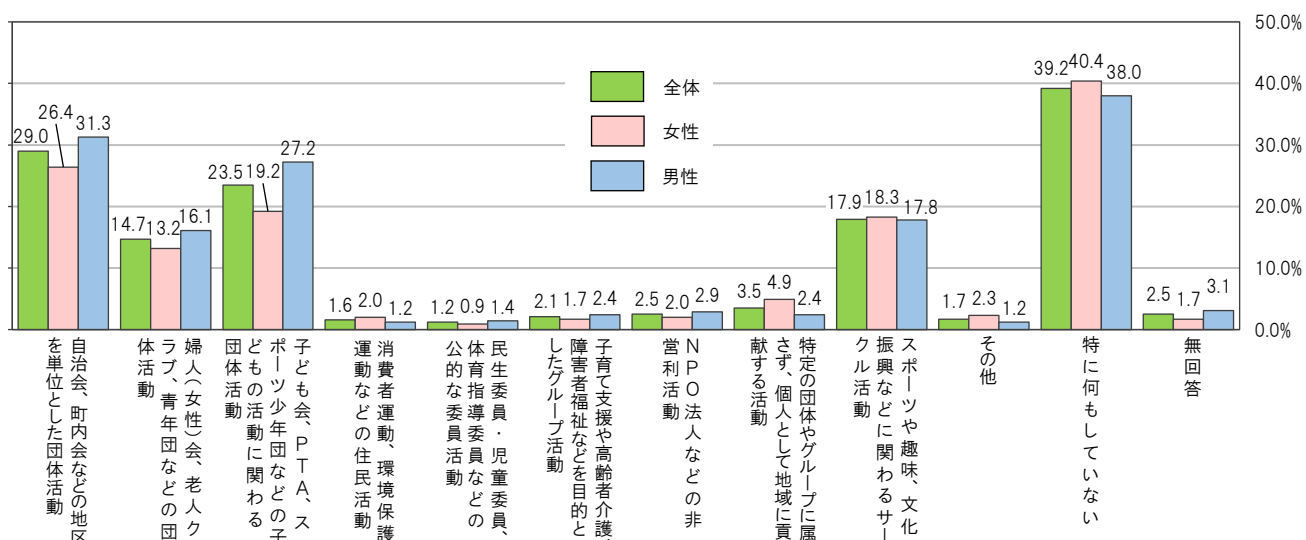
本市の自治会長・区長における女性の割合は4.6%にとどまっており、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く、それに基づく慣習・慣行が方針決定の場への女性をはじめとする多様な人の参画を阻む要因となっています。一方、人々の暮らしの基盤となる地域生活には、行政サービスのみでは対応が難しい多様で複雑な生活上の困難を抱える人が増えている現状があり、住民による共助の力が求められています。

しかし、地域社会の多様化・人口減少等地域を取り巻く急速な社会の変化を背景に人々の帰属意識や連帯意識は希薄化する傾向にあり、令和2年度に実施した市民意識調査によると、地域活動参加状況について「特に何もしていない」と回答した割合が最も高くなっています。

持続可能な地域活力の醸成という課題解決に向けて、人々の「人権意識の醸成」「自治意識の向上」を培い、性別にかかわらずすべての人の「住民参画」による新たなコミュニティづくりへの要請が高まっています。

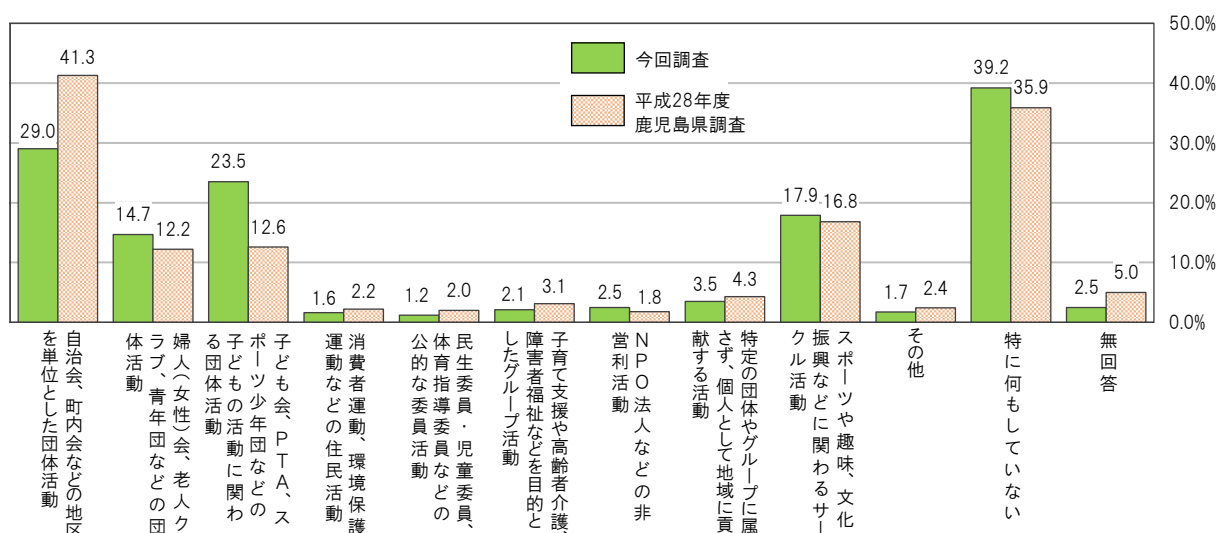
このような地域社会を取り巻く変化に対応するため、一人ひとりに最も近い地域で「一人ひとりの人権の尊重」を基盤とする男女共同参画を進めることを通して、性別・世代・障害の有無等を超えて誰もが自治の担い手として「出番と居場所」のある男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりに取り組む必要があります。

地域活動への参加状況（全体・性別） N=770



出典：令和2年度 奄美市男女共同参画に関する市民意識調査

地域活動への参加状況（全体、前回調査） N=770



出典：令和2年度 奄美市男女共同参画に関する市民意識調査

取組の方向1 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティの形成に向けた基盤づくり			
番号	男女共同参画施策	事業内容	担当課
49	地域生活課題解決の力量を高めるコミュニティ活動における慣行の見直し	コミュニティ活動における地域生活課題解決の力量形成に社会的要請が高まる今日、旧来の運営のありかたや活動の内容が多様な住民ニーズへの対応を困難にしている傾向があり、特に、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行は、地域生活の様々な場面に影響を及ぼしています。このような現状の改善に向けて、地域コミュニティづくりへの男女共同参画の視点の導入を図る学習機会の提供、情報提供等の啓発に取り組みます。	市民協働推進課 住用地域総務課 笠利地域総務課
50	自治会等地域活動における方針決定の場への女性の参画の拡大	地域の多様化と持続可能な地域の活力を担うコミュニティづくりへの要請に対応するため、自治会・NPO等における方針決定の場への女性の参画の拡大に向けた研修等の充実及び慣行の改善等に取り組みます。	市民協働推進課 住用地域総務課 笠利地域総務課
51	「男女共同参画の視点」と「協働」の手法を活用した地域づくりに関する学習の推進	多様化・複雑化する地域課題解決に向けた地域づくりには、「男女共同参画の視点」と「協働」の手法の活用が必要です。また、地域づくりを担う主体として重要な自治会やNPO等における地域づくりのリーダーの養成も重要な課題です。そのため、県、関係機関・団体等と連携・協働し地域づくりに関する研修の実施等学習機会の提供に取り組みます。	市民協働推進課





### 3 計画の評価指標

基本目標	指標	現況値(R3)	目標(R14)	担当課/出典
I 男女 あらゆる分野 の推進 における	えるぼし認定企業数	0社	1社	商工政策課
	市の審議会等における女性委員の割合	22.6%	40%以上60%以下	市民協働推進課
	市職員の管理職の女性割合	7.4%	15%	総務課 特定事業主行動計画
	農業委員の女性の登用率	0%	12.5%	農業委員会
	避難所開設時の女性職員配置	-	避難所開設時の 女性職員配置	総務課・保護課
	奄美市消防団員の女性消防団員割合	7.3%	10%	消防組合
	男性の市職員の育児休業取得率	30%	30%	総務課 特定事業主行動計画
II 安全・ 安心な暮らしの 実現	高齢男性対象の料理教室	1回/年	2回/年	高齢者福祉課
	高齢男性対象の健康教室	2回/月	2回/月	高齢者福祉課
	ファミリーサポートセンター活動件数	745件/年	745件/年	福祉政策課
	保育所待機児童数	0人	0人	福祉政策課
	暴力や嫌がらせ等の被害にあった際にどこ(だれ)にも相談しなかった割合	32.8%(R2)	0%	市民協働推進課 男女共同参画に関する意識調査
	自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)	16.9(R2)	15.4以下	健康増進課 健康あまみ21(第2次)
III 実現 男女 に向けた 参画 基盤 づくり	「地域社会の中で」で男女平等であると感じている割合	0.8%(R2)	10%	市民協働推進課 男女共同参画に関する意識調査
	「社会通念・慣習・しきたりなど」で男女平等であると感じている割合	14.4%(R2)	20%	市民協働推進課 男女共同参画に関する意識調査
	教職員への男女共同参画に関する研修会実施	-	100%	学校教育課
	自治会長に占める女性の割合	4.6%	10%	市民協働推進課

※出典となる各計画にて目標値が修正・更新された場合はその値に読み替える

### 1 計画の推進体制

この計画を着実に推進するために、「奄美市男女共同参画推進条例」第11条の規定に基づく推進体制の充実を図り、適切な進行管理を行うとともに、市、事業者及び市民との協議による取組を進めます。

#### (1) 男女共同参画審議会・男女共同参画推進会議の機能発揮

「奄美市男女共同参画推進条例」に基づき設置した男女共同参画審議会において、基本計画の策定、市の施策の実施状況等、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議を行い、その意見や提言を施策に反映します。

また、計画に基づく施策を、各部局・課が相互に連携を図りながら総合的・計画的に推進するため、男女共同参画推進会議において、各部・課（局）に係る施策の進捗状況を確認し、施策の改善・見直しを進めます。

#### (2) 施策の進行管理の実施

計画に基づく施策の実施に当たって「奄美市男女共同参画推進条例」第12条の規定に基づき「男女共同参画の視点」が確実に反映されるよう施策の進行管理を行います。また、その実施状況について、男女共同参画推進会議及び男女共同参画審議会による調査審議を経て、報告をとりまとめます。

#### (3) 計画の評価及び施策への反映

計画に基づいた施策の実施状況についての評価の仕組みに基づく評価を適正に実施し、その結果を施策に反映します。

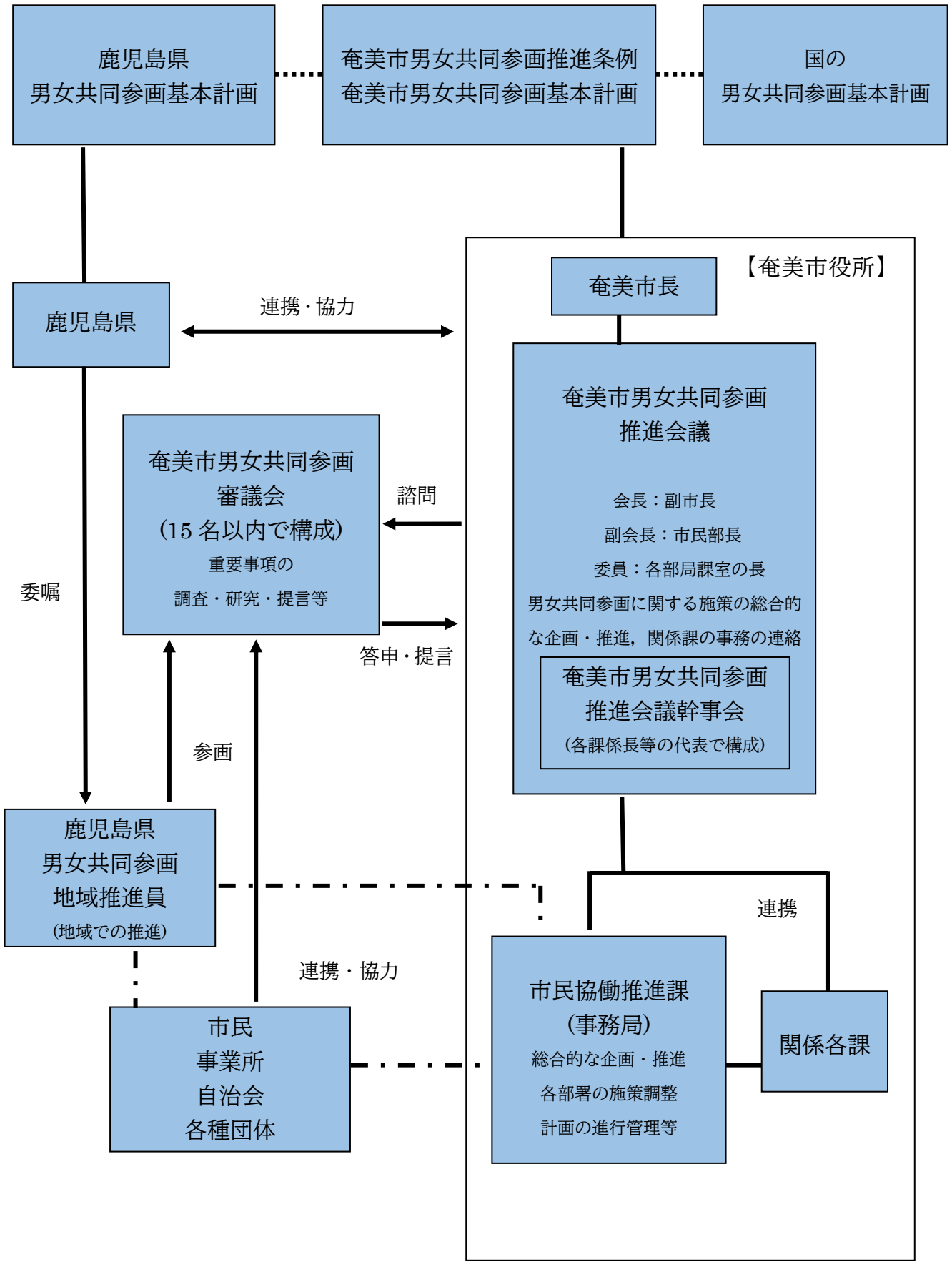
#### (4) 国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成の促進に向けては、国際的な動向に協調し、国や県の動きと連動しながら進める必要があるため、この計画の推進にあたって、国・県・近隣自治体・関係機関との連携及び協力体制の充実を図ります。

#### (5) 市民との協働による推進を担う人材の養成

鹿児島県男女共同参画地域推進員、関係団体との連携・協働による地域に根差した広報・活動の充実に向けて、地域における推進を担う人材の養成に努めます。

# 奄美市男女共同参画推進体制



## 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

同 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

## 目次

## 前文

第一章 総則（第一条－第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成促進に関する基本的施策（第十三条－第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条－第二十八条）

## 附則

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 誰もが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって誰もが均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、誰もが性別による差別的取扱いを受けないこと、誰もが個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

## （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会

における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、誰もが、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する誰もが、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、

男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勸案

して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をも

って組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第

七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定め

たそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(以下略)



## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）

昭和 54 年（1979）年 12 月 18 日国際連合総会採択

昭和 56 年（1981）年 9 月 3 日国際連合総会発効

昭和 60 年（1985）年 6 月 25 日日本国批准

昭和 60 年（1985）年 7 月 1 日日本国公布条約第 7 号

昭和 60 年（1985）年 7 月 25 日日本国発効

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

平衡及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

## 第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

## 第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

## 第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当

な措置（立法を含む。）をとる。

## 第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

## 第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

## 第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第二部

### 第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き

及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

### 第三部

#### 第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並び

に指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

#### 第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

## 第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

## 第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

## 第十四条

締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

1 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

## 第四部

### 第十五条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び

- 処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第五部

#### 第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後には 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日以後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第二十条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第六部

#### 第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第二十五条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長

に寄託することによって行う。

#### 第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第二十七条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。この

ようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正 令和4年6月17日法律第68号

## 目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則
附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄
附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄
附 則（令和四年三月三十一日法律第一二二号）抄
附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需

要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する誰もが、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。



(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指

- 針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。  
（基準に適合する一般事業主の認定）
- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。  
（認定一般事業主の表示等）
- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。  
（認定の取消し）
- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。  
（基準に適合する認定一般事業主の認定）
- 第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申

請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定

による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事

業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の

公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日  
二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第



十条の規定、附則第十一条中国公務員退職手当法  
第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の  
雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九  
十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並び  
に同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公  
共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚  
生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職  
業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業  
安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）  
並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四  
条、第二十五条及び第二十七條の規定 令和四年十  
月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律  
の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄  
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行す  
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に  
定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

## 目次

前文	
第一章 総則（第一条・第二条）	
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）	
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）	
第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）	
第四章 保護命令（第十条―第二十二條）	
第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）	
第五章の二 補則（第二十八條の二）	
第六章 罰則（第二十九条・第三十条）	
附則	
附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）	
附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）	
抄	
附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）	抄
附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）	抄
附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）	抄
附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）	抄
附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）	抄

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三

項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われる

よう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に對し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の

本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心や恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する

場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。  
（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要

があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長

又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項



の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の  
認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除  
き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に  
反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九  
号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令  
に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則  
で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、  
捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において  
「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当  
たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境  
等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わず  
その人権を尊重するとともに、その安全の確保及び  
秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害  
者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解  
を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとし  
る。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴  
力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及  
び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴  
力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の  
更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回  
復させるための方法等に関する調査研究の推進並び  
に被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に  
努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴  
力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う  
民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるも  
のとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支  
弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業  
務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号  
に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談  
所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生  
労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行  
う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する  
婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護  
(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者  
に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必  
要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦  
人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければ  
ならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道  
府県が前条第一項の規定により支弁した費用のう  
ち、同項第一号及び第二号に掲げるものについて  
は、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる  
費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した  
費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるも  
の

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章まで  
の規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係に  
おける共同生活に類する共同生活を営んでいないも  
のを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当  
該関係にある相手からの身体に対する暴力等をい  
い、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等  
を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合に  
あつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける

身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二

項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する

不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄  
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和5年5月5日法律第5号

## 目次

第一章 総則（第一条—第六条）
第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
第五章 罰則（第二十三条）
附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

### （基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進

されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

### （関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

### （緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関

する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確

保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これ

らの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立つて相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への

同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な

理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)



第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用の

うち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護

する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による

遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

# 奄美市男女共同参画推進条例

平成 18 年 3 月 20 日条例第 15 号  
改正平成 21 年 3 月 31 日条例第 4 号

## 目次

前文
第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
第 2 章 男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止（第 8 条・第 9 条）
第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 10 条—第 17 条）
第 4 章 奄美市男女共同参画専門委員（第 18 条—第 21 条）
第 5 章 奄美市男女共同参画審議会（第 22 条—第 28 条）
第 6 章 雑則（第 29 条）
附則

すべての人は、生まれながらにして平等かつ自由であり、個人として尊重される存在である。

国及び県においては、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）及び鹿児島県男女共同参画推進条例（平成 13 年鹿児島県条例第 56 号）が制定され、誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、21 世紀の最重要課題と位置付けられている。

名瀬市、住用村及び笠利町においても、真の男女平等に向けて、様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く、なお一層の努力が求められている。

さらに、社会経済情勢の急激な変化に対応していくためにも、本市の地域特性を踏まえた男女共同参画社会の形成が、緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、市、事業者及び市民との協働により、更には、近隣市町村との広域的な連携を図りながら、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するために、この条例を制定する。

第 1 章 総則
（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 性別にかかわらずすべての人が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（3）セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与える行為をいう。

（4）ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人など親密な関係にある者又はあった者に対して、身体的・性的・心理的・経済的暴力を振るうことをいう。

（5）事業者 市内において、公的機関（市を除く。）若しくは民間又は営利若しくは非営利を問わず、事業や活動を行う団体及び個人をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊重が重んじられること、誰もが直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、誰もが個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。
  - 3 男女共同参画の推進は、誰もが、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。
  - 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する誰もが相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
  - 5 男女共同参画の推進は、誰もが互いの性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、個人の意思が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されることを旨として行われなければならない。
  - 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行われなければならない。  
(市の責務)
- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民、事業者及び他の地方公共団体と協働して取り組むものとする。  
(事業者の責務)
- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、誰もが共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むよう努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。  
(市民の責務)
- 第6条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。  
(教育に携わる者の責務)
- 第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。
- 第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止  
(男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止)
- 第8条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。
- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
  - (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント
  - (3) ドメスティック・バイオレンス  
(公衆に表示する情報に関する留意)
- 第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又はセクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。
- 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策  
(基本計画)
- 第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、第22条に規定する奄美市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
  - 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。
  - 4 計画の変更については、前2項の規定を準用する。  
(推進体制の整備)
- 第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、総合的かつ計画的に取り組むための組織の構築及び充実に努めるものとする。  
(施策の策定に当たっての配慮)

第12条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第13条 市は、広報活動等を通じて基本理念に関する市民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査及び研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査及び研究を行うものとする。

(事業者及び市民の活動に対する支援)

第15条 市は、事業者及び市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民等の相談への対応)

第16条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての市民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市は、第8条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する市民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(積極的改善措置)

第17条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び市民と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱する場合においては、その委員の男女いずれか一方の数が、委員総数の10分の4未満とならないように配慮するものとする。

#### 第4章 奄美市男女共同参画専門委員

(設置等)

第18条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共

同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、市民からの申出を適切かつ迅速にするため、奄美市男女共同参画専門委員(以下「専門委員」という。)を置くことができる。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合には、専門委員に申し出ることができる。

(専門委員の職務等)

第19条 専門委員は、前条第2項の規定による申出があった場合において、必要に応じて、その内容を調査し、是正等の措置を講ずるよう当該関係者に要請し、勧告し、又は関係機関に引き継ぐことができる。

2 前項の勧告等が行われた場合において、当該関係者に改善がみられない場合には、事情を聴取した上で、正当な理由がないと認められるときは、その旨を市長に対して報告するものとする。

(定数等)

第20条 専門委員の定数は、2人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(責務)

第21条 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らすてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### 第5章 奄美市男女共同参画審議会

(設置)

第22条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、奄美市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議する。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査研究し、その成果に基づいて、市長に意見を述べ、又は提言することができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するよう努めるものとする。

(任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

## 第6章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 奄美市男女共同参画推進会議設置要綱

平成 18 年 3 月 20 日告示第 2 号

改正平成 19 年 4 月 1 日告示第 35 号の 13

改正平成 21 年 4 月 1 日告示第 50 号の 16

### (設置)

第 1 条 奄美市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、奄美市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び推進に関すること。

(2) 関係課等の男女共同参画に関する事務の連絡調整に関すること。

(3) その他男女共同参画の推進に関すること。

### (組織)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は副市長とし、副会長は市民部長とする。

3 委員は、奄美市行政組織条例（平成 18 年奄美市条例第 14 号）又は奄美市行政組織規則（平成 18 年奄美市規則第 5 号）において定める部、課、局及び室における長をもって充てる。

### (会長の職務等)

第 4 条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 推進会議の会議は、会長が必要に応じ招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (幹事会)

第 6 条 推進会議に、第 2 条に規定する所掌事務に関する具体的事項を審議し、別に定める事務を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、奄美市行政組織条例又は奄美市行政組織規則において定める課、局及び室における係長並びに会長が指名する者をもって充てる。

3 幹事会の会長は、市民部市民協働推進課長とする。

4 幹事会の会長は、幹事会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

5 幹事会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

### (庶務)

第 7 条 推進会議及び幹事会の庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日告示第 35 号の 13）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日告示第 50 号の 16）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

### 【あ行】

アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

### 【か行】

固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見出していく連なりや積み重ね。（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日））

交際相手からの暴力

結婚していない親密な関係にある男女の間に起きる暴力で、一般的に「デートDV」と言われている。

配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけではなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。

### 【さ行】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされ、具体的には、

(1) 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

(2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。



### (3)多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。とされています。(内閣府ホームページより)

### 指導的地位

「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）フォローアップについての意見」（平成19年2月14日男女共同参画会議決定）においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法等を踏まえ、(1)議会議員、(2)法人・団体等における課長相当職以上の者、(3)専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されている。

### 女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

1979年12月、第34回国連総会において我が国を含む130カ国の賛成によって採択され、1981年9月に発効。我が国は1985年6月に批准。

女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

### ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

### ジェンダー主流化

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。

### 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

### 性的指向・性自認（性同一性）

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字をとった「SOGI」という用語もある。

なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性の対象とする男性）、バイセクシャル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする男性）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の生徒は異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字をとった「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。

#### 【た行】

##### ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

##### 男女共同参画社会

誰もが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって誰もが均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

##### 地域（地域コミュニティ）

住民に身近な生活圏のこと。都道府県や市町村といった行政区分とは異なる概念。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区等様々な範囲が想定される。

#### 【ら行】

##### リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

男女共同参画をめぐる世界・日本・鹿児島県の動き

年	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際婦人年</li> <li>●「第1回国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)</li> <li>●「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●婦人問題企画推進本部及び婦人問題企画推進会議設置</li> <li>●総理府婦人問題担当室設置</li> <li>●「育児休業法」成立(昭和51年施行、女子教員・看護婦・保母を対象)</li> </ul>	
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国連婦人の十年」始まる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「民法」改正・施行(婚氏統稱制度)</li> </ul>	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国内行動計画」(昭和52年～昭和61年)策定</li> <li>●国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)開館</li> </ul>	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約(女子差別撤廃条約)」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性問題の窓口を青少年婦人課に設置</li> <li>●婦人関係行政推進連絡会議及び婦人問題懇話会設置</li> </ul>
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連婦人の十年中間年世界会議(第2回世界女性会議(コペンハーゲン))</li> <li>●「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女子差別撤廃条約」署名</li> <li>●「民法」及び「家事審判法」改正(配偶者の相続分引き上げ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●婦人の生活実態と意識調査実施</li> <li>●第1回「婦人の船」中国へ派遣</li> </ul>
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女子差別撤廃条約」発効</li> <li>●「ILO第156号条約(家族的責任を有する労働者条約)」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国内行動計画」後期重点目標決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「鹿児島県婦人対策基本計画」策定(昭和56年度～昭和60年度)</li> </ul>
1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国籍法」及び「戸籍法」改正(国籍の父母両系主義採用)</li> </ul>	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連婦人の十年最終年世界会議(第3回世界女性会議(ナイロビ))</li> <li>●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護基準額の男女差別解消</li> <li>●「国民年金法」改正(女性の年金権の確率)</li> <li>●「男女雇用機会均等法」交付(昭和61年施行)</li> <li>●「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鹿児島県新総合計画に「婦人の地位向上の推進」を掲げる</li> <li>●広報誌「かごしまの婦人」発刊(昭和60年～平成元年)</li> </ul>
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「労働基準法」改正(女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充)</li> <li>●婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大)</li> <li>●婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>	
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	

年	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き
1989年 (平成元年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性問題に関する県民意識調査」実施</li> <li>●広報誌「かごしまの女性」発刊（平成元年～平成3年）</li> </ul>
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●婦人政策室設置</li> </ul>
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改訂</li> <li>●「育児休業法」交付（平成4年施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●婦人政策室を女性政策室に改称</li> <li>●「鹿児島女性プラン21」策定（平成3年度～平成12年度）</li> <li>●鹿児島女性プラン21推進会議及び鹿児島県女性行政連絡会議設置</li> </ul>
1992年 (平成4年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連環境開発会議（リオデジャネイロ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●婦人問題担当大臣任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報誌「ハーモニー」発刊（平成4年～平成16年）</li> </ul>
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世界人権会議「ウィーン宣言」採択</li> <li>●「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中学校での家庭科の男女必修完全実施</li> <li>●「パートタイム労働法」交付・施行</li> </ul>	
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高校での家庭科の男女必修完全実施</li> <li>●総理府男女共同参画室設置</li> <li>●男女共同参画審議会設置</li> <li>●男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4回国連世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「育児・介護休業法」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鹿児島県「女性の翼」団員を世界女性会議・NGOフォーラムへ派遣</li> <li>●「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施</li> </ul>
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足</li> <li>●「男女共同参画ビジョン」答申</li> <li>●「男女共同参画2000年プラン」策定</li> <li>●「優生保護法」を一部改正し、「母体保護法」公布・施行</li> </ul>	

年	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画審議会設置法」により男女共同参画審議会設置</li> <li>●「男女雇用機会均等法」改正（母性保護は平成10年に、その他は平成11年に施行）</li> <li>●「労働基準法」改正（平成11年施行（深夜・休日・時間外労働における女性就業規則の撤廃））</li> <li>●「介護保険法」公布（平成12年施行）</li> </ul>	
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第43回国連婦人の地位委員会「女子差別撤廃条約の選択議定書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画社会基本法」公布・施行</li> <li>●「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画促進を規定）</li> <li>●農林水産省「農山漁村男女共同参画推進指針」発表</li> <li>●「少子化対策推進基本方針」決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「かごしまハーモニープラン」策定（平成11年度～20年度）</li> <li>●かごしまハーモニープラン推進懇話会及び男女共同参画推進本部設置</li> </ul>
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）「政治宣言及び成果文書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>●「児童虐待防止法」公布・施行</li> <li>●「ストーカー規制法」公布・施行</li> </ul>	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置</li> <li>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行</li> <li>●第1回男女共同参画週間（6月23～29日）</li> <li>●「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性政策室を男女共同参画室に改称</li> <li>●「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布（平成14年施行）</li> <li>●「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施</li> </ul>
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「健康増進法」公布（平成15年施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鹿児島県男女共同参画審議会設置</li> <li>●婦人相談所（現女性相談センター）を配偶者暴力相談支援センターに指定</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き
2003年 (平成15年)	●第29回国連女子差別撤廃委員会	●男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ●「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ●「少子化社会対策基本法」公布・施行	●青少年女性課と男女共同参画室を再編し、青少年男女共同参画課を設置 ●かごしま県民交流センター設立に併せ、男女共同参画センターを設置
2004年 (平成16年)		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（「配偶者からの暴力」の定義の拡大、都道府県への基本計画の策定義務化等）	●配偶者等からの暴力対策会議設置
2005年 (平成17年)	●第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」（ニューヨーク）	●「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006年 (平成18年)		●「男女雇用機会均等法」改正（性別による差別禁止の範囲拡大、間接差別規定の導入等）	●「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 ●男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定
2007年 (平成19年)		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等、平成20年施行） ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	●各地域振興局及び各支所の保健福祉環境部（7か所）を配偶者暴力相談支援センターに指定 ●「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施 ●婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更
2008年 (平成20年)		●男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定	●「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定（平成20年度～平成24年度）
2009年 (平成21年)		●「育児・介護休業法」改正（子育て中の短期間勤務制度及び所定外労働（残業）の免除の義務化等）	●「鹿児島県配偶者等からの暴力防止及び被疑者支援計画」改定 ●男女共同参画室設置
2010年 (平成22年)		●「第3次男女共同参画基本計画」策定	

年	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き
2011年 (平成23年)	●UN Women (ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関) 正式発足		●「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施
2012年 (平成24年)		●「女性の活躍推進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」策定	●鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価
2013年 (平成25年)		●「生活困窮者自立支援法」公布 (平成27年施行) ●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布 (平成28年施行)	●「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 (平成25年度～平成29年度)
2015年 (平成27年)	●第58回国連婦人の地位委員会「北京+20」(ニューヨーク) ●「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs) 採択	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行 ●「第4次男女共同参画基本計画」策定 ●「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	
2018年 (平成30年)		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	
2020年 (令和2年)		●「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」開催 ●「第5次男女共同参画基本計画」策定	
2023年 (令和5年)			●「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定予定 (令和5年度～令和9年度)

令和5年2月10日

奄美市長 安田 壮平 殿

奄美市男女共同参画審議会  
会 長 重信 千代乃

### 「第2次奄美市男女共同参画基本計画」案について（答申）

令和4年11月29日付けにて諮問がありました「第2次奄美市男女共同参画基本計画」案について、下記のとおり答申いたします。

#### 記

奄美市男女共同参画審議会は、今年度、「第2次奄美市男女共同参画基本計画」案（以下「計画案」という。）について、慎重に審議を重ねてまいりました。

計画案は、奄美市男女共同参画基本条例の理念及び国の第5次男女共同参画基本計画等で示された社会の動向に伴う課題も踏まえ、すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた妥当なものであると認めます。

なお、計画の推進に当たっては、以下に示した基本目標の事項に十分配慮され、すべての市民・事業者・市が協働で積極的に取り組んでいただくよう要望いたします。

#### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現するためには、各分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、それぞれの意思が公正に反映されることが重要です。市が率先して、市の審議会における女性委員の割合や管理職の女性割合について評価指標の目標値を達成できるよう取り組むことを求めます。

また、地域や事業所に向けて、女性の能力発揮の重要性について認識を深める啓発を行い、各分野における女性の参画をさらに進め、キャリア継続や積極的な育成・登用を促進するための取組を求めます。



## 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

### 1 生活上の困難や課題を抱える人の支援について

少子高齢化の進行と人口減少、コロナウイルス感染症の拡大により、人々が抱える困難は多様化・複雑化しており、生活上の困難や課題を抱える人への支援の強化が必要です。

DV・児童虐待の被害者及びヤングケアラー等、SOSが出せない人たちの把握に努めるとともに、関係課間で情報共有と連携を図り、支援を必要とする人が誰一人取り残されることがないように、相談支援体制の強化を求めます。また、その際には、男女共同参画の視点を踏まえた配慮を行うことに留意するよう求めます。

### 2 男女共同参画の視点に立った防災について

災害の発生は、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらす、女性や子ども、脆弱な状況にある人たちがより深刻な影響を受けます。女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの防災の取組が必要です。防災の取組については、市民の防災の意識の向上や災害弱者といわれる方の把握や支援について、より一層、地域と連携して取組んでください。その際には、性別による役割分担の固定化の解消に努め、地域に暮らす誰もが参画できる体制づくりの構築を求めます。

## 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

あらゆる人の人権が尊重され、個性と能力が発揮されるよう、その基盤となる学校・職場・地域等、様々な場における啓発の充実を図り、施策の実施にあたっては、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識の解消に留意して取り組むよう求めます。

# 奄美市男女共同参画審議会委員名簿

令和4年8月3日現在(50音順・敬称略)

委員名	所属等
上野 郁代	公募委員
河野 幸代	奄美市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
○倉井 則裕	NPO法人うなりネット 理事長
◎重信 千代乃	男女共同参画あまみ会議 会長 鹿児島県男女共同参画地域推進員
中山 多恵子	奄美市地域女性団体連絡協議会 事務局長兼会計
日高 千夏	奄美市農業委員
福沢 千代美	公募委員
本田 照代	奄美市健康づくり推進員
前田 幸俊	前田社会保険労務士事務所・社会保険労務士 (鹿児島県社会保険労務士会 奄美支部 支部長)
松元 ひとみ	奄美大島法人会女性部会 部会長 奄美市社会教育委員
八木 徹	大島支庁総務企画課 課長
柳田 健一	大島支庁地域保健福祉課 課長

(◎印:会長、○印:副会長)

## 第2次奄美市男女共同参画基本計画

令和5年3月

奄美市 市民部 市民協働推進課

〒894-8555 奄美市名瀬幸町25番8号

TEL : (0997) 52-1111 FAX : (0997) 52-1001



ヤマヒヨドリバナとリュウキュウアサギマダラ